



# とうべつ議会だより

## おもな内容

- ▶ 議長選挙 .....2
- ▶ 第4回臨時会 議案審議 .....3~9
- ▶ 所管事務調査・海外視察報告 .....10~12
- ▶ 第5回定例会 議案審議 .....13
- ▶ 一般質問 .....14~27
- ▶ 議員提案、請願・陳情 .....27
- ▶ 議会のうごき .....28





# 議長に青山義虎氏当選



当別町議会議長である谷保茂一氏は、平成八年九月二日付で議長辞任願いを出し、九月十七日開催の第四回当別町議会臨時会において許可され引き続き議長選挙が行われました。その結果、青山義虎氏が投票選挙により、当選されました。昭和五十年当別町議会に当選後、連続六期目。文教厚生常任委員長、産業常任委員長、建設常任委員長、総務常任委員長、議会運営特別委員長等を歴任。対雁通在住（七十才）

選挙結果  
 青山 義虎 十八票  
 内海 英徳 二票  
 白 票 一票

## 議会人事

第四回臨時会で議長に青山議員が就任されたことに伴いその職責上、個々の委員会に所属することは適当でないと言う理由から、建設常任委員会委員、議会運営委員会委員、学園都市線電化・複線化促進特別委員会委員を辞任し、前議長の谷保議員が総務常任委員会委員に新委員として就任しました。

また、第五回定例会で、欠員となっていた議会運営委員会委員に菊崎議員、田畑議員、学園都市線電化・複線化促進特別委員会委員に内海議員が、それぞれ新委員として就任しました。

## 教育委員に

大澤 勉氏（五十九才）  
 稲村 政光氏（四十四才）

両氏を再任



稲村政光氏

大澤 勉氏

教育委員大澤勉氏は九月三十日、稲村正光氏は十月十九日をもって任期満了となるので、再任について町長より提案があり、議会は、満場一致で同意しました。

# 信頼を回復し 町民と歩む議会

当別町議会

議長 青山 義虎

このたび谷保議長の辞任に当り、ただいま心温まる各議員のご支援をいただきました。

心から厚く厚く御礼を申し上げる次第でございます。

もとより、浅学非才な私でございます。身に余る光栄、そして感激いっぱいでございます。

さて、言うまでもなく、本年の4月には我が当別町も2万の人口に達したところでございます。今既にその増えつつある時期でございます。そんなときこそ、今は議会を本当に全町民がしっかりと信頼をしていただける議会にと、こう思ってお

りますし、また一番今問われている時期だというふうにも私はとらえている一人でございます。そんな中で議会運営に全力を投球すべく決意を新たにしているところでございます。どうぞ、各議員におかれましても、一層のご指導、ご支援のほどを心からお願いをする次第でございますし、町長初め町民皆さんにも今まで同様、ご協力とご支援のほどを心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いたします。



議 案 審 議

第4回臨時会

平成八年九月一日から同年十月三十一日までの間における  
町長及び助役の給与の減額に  
関する条例制定など十一議案可決

H8.9.17

工事二千三百九万三千円などを増額し、歳入歳出予算総額が百十四億九千九百九十九万九千九百九十九円になりました。

案がされ原案可決しました。  
・方法 指名競争入札  
・金額 八千三百三十七万円  
・相手方 重原建設株式会社

〔団体営土地改良(災害復旧)事業の施行について〕  
平成八年四月融雪により、被災した田畑二地区の農業用施設を団体営土地改良事業として、災害復旧事業を施行することに原案可決しました。

〔(仮称)西当別コミュニティセンター新築工事(建築主体工事)請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔町道スウェーデン大通線道路改良工事請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔(仮称)西当別コミュニティセンター新築工事(機械設備工事)請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔町道本通線橋梁新設工事請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔(仮称)西当別コミュニティセンター新築工事(電気設備工事)請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔相手方 新昌建設株式会社〕

〔相手方 辻野・岩田特定建設工事共同企業体〕

〔相手方 北成建設株式会社〕

〔相手方 池田・大栄建工特定建設工事共同企業体〕

〔相手方 田畑二地区排水路災害復旧補正予算(第二号)〕

〔(仮称)西当別コミュニティセンター新築工事(電気設備工事)請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔相手方 田畑二地区排水路災害復旧補正予算(第二号)〕

〔(仮称)西当別コミュニティセンター新築工事(電気設備工事)請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔相手方 田畑二地区排水路災害復旧補正予算(第二号)〕

〔(仮称)西当別コミュニティセンター新築工事(電気設備工事)請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔相手方 田畑二地区排水路災害復旧補正予算(第二号)〕

〔(仮称)西当別コミュニティセンター新築工事(電気設備工事)請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔相手方 田畑二地区排水路災害復旧補正予算(第二号)〕

〔(仮称)西当別コミュニティセンター新築工事(電気設備工事)請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

〔相手方 田畑二地区排水路災害復旧補正予算(第二号)〕

〔(仮称)西当別コミュニティセンター新築工事(電気設備工事)請負契約〕  
工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。

した。

〔専決処分の承認〕

石狩支庁管内町村公平委員会規約の一部を変更する規約の制定  
広島町及び石狩町の平成八年九月一日市制施行に伴い、恵庭青年の家組合規約の一部変更が承認されました。

〔専決処分の承認〕

石狩支庁管内町村公平委員会規約の一部変更が承認されました。

〔専決処分の承認〕

石狩支庁管内町村公平委員会規約の一部変更が承認されました。

〔専決処分の承認〕

石狩支庁管内町村公平委員会規約の一部変更が承認されました。

〔専決処分の承認〕

恵庭青年の家組合規約の一部を変更する規約の制定  
広島町及び石狩町の平成八年九月一日市制施行に伴い、恵庭青年の家組合規約の一部変更が承認されました。

〔専決処分の承認〕

石狩教育研修センター組合規約の一部を変更する規約の制定  
広島町及び石狩町の平成八年九月一日市制施行に伴い、石狩教育研修センター組合規約の一部変更が承認されました。

〔専決処分の承認〕

札幌広域市町村圏振興協議会規約の一部を変更する規約の制定  
広島町及び石狩町の平成八年九月一日市制施行に伴い、札幌広域市町村圏振興協議会規約の一部変更が承認されました。

〔専決処分の承認〕

石狩支庁管内町村公平委員会規約の一部変更が承認されました。

〔専決処分の承認〕

石狩西部広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定  
石狩町の平成八年九月一日市制施行に伴い、石狩西部広域水道企業団規約の一部改正が承認されました。

〔専決処分の承認〕

北石狩衛生施設組合規約の一部を改正する規約の制定  
石狩町の平成八年九月一日市制施行に伴い、北石狩衛生施設組合規約の一部改正が承認されました。

〔専決処分の承認〕

石狩北部地区消防事務組合規約の一部を改正する規約の制定  
石狩町の平成八年九月一日市制施行に伴い、石狩北部地区消防事務組合規約の一部改正が承認されました。

〔専決処分の承認〕

石狩支庁管内町村公平委員会規約の一部変更が承認されました。



# 競売入札妨害事件関連で 活発な討論

## 第4回 臨時会

### 競売入札妨害事件

・相手方 大栄・未廣屋・平  
特定建設工事共同  
企業体

・金額 八千五百四十九万  
円

一項第六号の規定  
により随意契約

□平成八年度春日団地建替工  
事(建築主体工事)請負契約  
工事請負契約を締結する提  
案がされ原案可決しました。

・方法 指名競争入札

・金額 四億九千八百五十  
二万円

・相手方 シゲハラ・辻野・

丸彦渡辺特定建設  
工事共同企業体

□平成八年度春日団地建替工  
事(給排水衛生施設工事)  
請負契約を締結する提案が  
され原案可決しました。

・方法 地方自治法施行令

第一六七条の二第  
一項第六号の規定  
により随意契約

・金額 八千五百四十九万  
円

・相手方 サンプラント・三  
共特定建設工事共  
同企業体

年の木古内町の係長職の事件  
があり、罰金五十万円の判決  
を受け、町長、助役の責任と  
して、給料一〇%、二カ月の  
減額を実施している実例があ  
る。

本町の場合は、部長職がか  
かわった事件であり、私は本  
町の過去の事例に比較しても  
最も重い責任のとり方と言  
うことで理解願いたい。

議案第一号 平成八年九月一  
日から同年十月三十一日まで  
の間における町長及び助役の  
給与の減額に関する条例制定  
について活発な討論がかわさ  
れ、採決の結果賛成多数で可  
決されました。

又、この審議中競売入札調  
査特別委員会設置の動議が提  
出されましたが、採決の結果  
賛成少数で否決されました。

#### 主な質疑

柏樹議員 六月の議会でも一  
定の経過、事実等について審  
議がされたが、今の時点で、  
しかも判決が出た時点で、町  
長がこういう判断をした基準  
について伺いたい。

又、清潔、公正をうたって  
当選した町長として、非常に  
残念なこの事件を再び起こさ  
ないと、これは制度的にも雰  
囲氣的にもそういうものを起

こさないという決意を町長自  
身に語ってもらいたい。

今、組織ぐるみ的な内容が  
町民の中に流布されていると  
すれば、町長にそのことに対  
する毅然とした態度を私は望  
みたい。そういう立場でこの  
みずからを処分するこの条例  
の提案に際して、町長にその  
決意を併せて伺いたい。

千葉議員 趣旨説明で、町長  
が道義的責任、助役が監督的  
責任と私は受けとめたが、町  
長、助役の減俸しなければな  
らない責任の分野を明快にし  
てもらいたい。

又、他町村での事例や、地  
方自治法についても伺いたい。  
川村(勇)議員 質問していく  
上で必要なので、春日団地建  
替工事にかかる企業体の誓約  
書を資料として提出願いたい。  
町長 六月議会でも答弁して

いるが、今でも私は構造的、  
組織的な事件ではないと考  
えている。私の立場としては、  
清潔、公平な立場を堅持して  
いきたいと思っており、公平、  
公正な裁判の結果については  
厳しく受けとめている。

今しなければならぬこと  
は、再度このような事件を起  
こさないための方策が町民の  
信頼回復につながる道だと考  
えている。したがって、入札  
契約制度検討会の設置をして  
おり、その方針に従ってより  
公正な入札執行に努め、職員  
の管理監督についても十分な  
配慮をしていきたい。

又、責任については、数少  
ない道内の事例、本町での過  
去の事例とも比較して、最も  
重い責任のとり方となってい  
る。

次に、千葉議員の質問だが  
今回のような競売入札妨害罪  
についての類似市町村の実例  
は少なく調査の結果、平成五

柏樹議員 私の真意は、特に  
公約を守り通す町長自身の決  
意を伺いたい。いわゆる企業  
との癒着とかあるいはなれ合  
いとかいう形が、この役場庁  
舎内外であるとすれば、それ  
は戒めなければならぬ。私  
は、入札制度だけじゃないと  
思う。日常的なそういうもの  
を生み出す環境をより厳格に  
されるべきだと、それが今後  
の予防の一つになると思うの  
でもう一度町長の決意を伺い  
たい。

町長 私は、清潔、公平を旨  
として町長になった立場であ  
り、このような事件を起こし  
たことは、誠に申しわけない  
とおわび申し上げている。

今後は職員にも十分徹底を  
し、また、業界の関係などに  
ついては、現状では検討委員  
会等で検討した線に沿って措  
置をしており、だんだん改善



になつてきているが、指摘を受けたことを旨として、今後職員への指導も含めしつかりした対応をしていきたい。

**千葉議員** 町長は道義的責任として助役には監督責任となつてはいるが、両方じゃないのか、助役に監督責任は何があるのか。助役の答弁。町長は、監督責任はあつたのか無いのか。

**助役** 町長の補助者として、今回の事件について監督不行き届きと言う面についての責任は十分に反省しているし、そういう意味を込めての責任分担だと理解している。

**町長** 監督責任がないということではなく、道義的責任も監督責任もあるということ

理解願いたい。

**林議員** 懲罰委員会の構成メンバーと、その論議された内容をつまびらかにして欲しい。  
**総務部長** 助役、収入役、教育長、部長が六名、計九名の構成である。審議の内容については、個人的なプライバシーの關係もあり、秘密事項となつているので公開できない。

**林議員** 委員長は、だれか。  
**総務部長** 助役である。

**林議員** 今、町議会、それから町役場含めて議長の問題、助役の問題も近藤前部長の名前も、冒陳を含めて名前が挙がつている。その当事者が委員長とはどういうことなのか。

助役は当事者じゃないのか。

**町長** 職員懲罰及び賠償審査委員会規定の第二条により、助役が委員長となつており、公平公正に審査がされていると私は信じている。

**林議員** 名前が再三再四新聞紙上に挙げられている助役が委員長のしかも懲罰の対象がはつきりしている人を処分する委員会に、今町長が言う町の規約で助役が委員長だと言うことは納得できない。

**堀議員** 助役の懲罰委員会のことについての疑義があるようだが、これは、町長や助役の審議をしたわけでないと思う。当然停職二カ月が軽いのかということが問われている。

## 提案理由

**町長** 平成八年九月一日から同年十月三十一日までの間における町長及び助役の給与の減額に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

前建設部長が競売入札妨害に關与し、逮捕、起訴された事件につきましては八月三十日判決が言い渡され、九月十二日でその控訴期間が切れ罰金百五十万円が確定しましたので、職員懲罰及び賠償審査委員会からの具申や上部機関

の指導、顧問弁護士とも相談をいたしましたし、近藤前建設部長に懲戒処分として、平成八年九月十三日から二カ月間の停職と分限処分として部長

職から主任職への降任発令をしたことに伴いまして、町政執行の責任にある立場の町長、助役として町民の皆様にも多大なご迷惑をおかけしたと、さらに町長として道義的責任から、助役として職員の指揮監督責任の上からも、給料月額額の三〇%を平成八年九

月一日から十月三十一日までの二カ月間減額する条例の制定を提案させていただいた次第でございます。

今回の事件の結果を厳粛に受けとめまして、改めて町民の皆様と議員各位に深くおわびを申し上げますとともに、職員一丸となつて行政に対する信頼回復に全力を傾注していく決意をしておりますので、ご審議をいただき、原案のとおりご決定をお願いいたします。

決して正常な形の報道の仕方ではないと思うけれども、

前科二犯だということ、近藤前部長に対する中傷、誹謗も流布されていることも承知しているが、前科二犯という中身について町長はどうおさえているのか。私は、そのうち一つだけは近藤前部長に聞いてはいるが、役場職員に奉職して間もないころの交通事故であると。前科二犯と書かれると、何かとんでもない犯罪を犯したように聞こえるものである。

近藤さんの事件を担当した弁護士さんに聞いたが、今までの前科二犯の中身は今の事件に連動する何らの作用も与えない事件だと、だから、それは心配しない方が良く、話を受けている。

町長部局の方でそういうことを明らかにしないから、こういう疑問が出てくる。

参考人として呼ばれた人が懲罰委員会に入っているのが良いとか悪いとかとなると、助役以外に部長の中にも参考人として、事情聴取を受けた人がいるはずである。私は、少なくとも今議題となつている町長、助役の二カ月の三〇%の減給の条例が是非か。

そして、この間にいろいろ留保されていることについて、

て、全議員が納得するまで、

全町民が納得するまで議論を尽くすべきだ。六人の方々が臨時議会を要請した経緯等もあるが、町長が告示したけれども議会に対しては、いまだない状況である。町長部局はもっと明快に、職員が一定の数、事情聴取を受けた経緯、経過、そして懲罰委員会が不適切であつたかどうか、それぞれが胸を張つて答弁をして欲しい。

**総務部長** 裁判長も罰金の前科以外に前科がないことが、情状の酌量の理由の一つになるとの言葉もあるし、前科の中身については、過料千円から一万円、罰金一万円以上、それから交通裁判所へ行って罰金を納めた。これも前科になる、前科の中身は、そういうことであるので、停職二カ月ということ、町長が措置したという中身である。

又、警察に参考人ということとで事情聴取されている部長は二名である。

**林議員** 議案第一号は、懲罰委員会の過程が非常に重大であり、近藤前部長に対する停職二カ月と降格というのは、大方町民を納得させるものではない。懲罰委員会の構成自体、

そして委員長が助役だとい



ことに非常に不信感を持つて  
いるので、この点釈明願いた  
い。

**島田議員** 私の聞くところによ  
ると一件が傷害、もう一件  
が業務上過失傷害という罰金  
刑だというふうになつてい  
けれど、過去二回の前科の場  
合、懲罰委員会ではどのよう  
な処分をしたのか、その辺を  
報告願いたい。

又、地公法の処分が優先さ  
れたと私は理解しているが、  
今後これと同じ事件が起きた  
場合、また同じような処分に  
するのか。

**千葉議員** 新聞紙上に名前ま  
で挙がっている人が、懲罰審  
査委員長をする、普通から考  
えておかしいんじゃないか、  
これは率直な疑問が出る。

**懲罰審査委員会** というもの  
は、当別の有識者だとか、顧  
問弁護士なんかを入れてこう  
いう委員会をつくつて、第三  
者に委託するというようなこ  
とも必要でないか。

又、これほど大きな事件も  
ありません、当別始まつて以  
来だ。今後の問題として、起  
きて欲しくない、そのことに  
ついてどういうぐあいに明ら  
かにしていくのか。  
**助役** 私は、事件に関与した  
とは、理解していない。

そういう理解のもとに、職  
員の懲罰委員会においても、  
定められた充て職の立場から  
委員長を務めている。前科の  
取扱いの問題は、懲罰委員会  
の中でも十分検討し、先ほど  
総務部長が話したとおり、裁  
判の中の情状の関係も含め  
検討した。

又、今後の処分については  
同じようなスタイルを取るか  
取らないかは、その時点で慎  
重に審査し、町民の理解を得  
るような方策をとっていきた  
い。千葉議員からも話があつ  
たが、基本的な姿勢としては  
一番最初に話したとおり、そ  
ういうことを基本に現時点で  
は考えている、今後について  
も誤解のないような、町民に  
理解の得れるような、対応を  
進めていきたい。

**泉亭議員** 裁判の冒頭陳述で  
平成七年七月上旬ころ、谷保  
から助役、建設部長に依頼し  
た旨の報告を受けた被告人山  
本はというくだりがある。つ  
まり谷保前議長は、山本に頼  
まれ、そのことを助役に伝え  
た。司法の見解としては、私  
は助役と谷保前議長が意志の  
疎通ができた。助役と議長  
とが意志の疎通ができたから  
今回の事件は進展していった。  
私は裁判の中でそういうふ

うに受け止めた。助役が関係  
ないということは、私の判断  
や認識と大きく違うので、も  
う一度答弁願いたい。

**助役** 助役の立場として、要  
請なり意見、提言を含めて、



入札会場

議員の皆さんや多くの町民の  
方々からそういう機会が数多  
くある。前議長からもそう言  
う話は聞いた事実はあるが、  
そのことを前建設部長に伝え  
た事実はないので、意志の疎  
通が成立したとは考えていな

い。

**泉亭議員** 矢村裁判長が、当  
別町には官民一体で恒常的に  
不正が行われて、入札を形骸  
化させた。上の方の人が決  
めたら、一部長や係長が、ど  
んなに頑張つても、それは形  
骸化してしまうのではないの  
か。

**町長** 裁判長の話があつた事  
は聞いていたが、量刑の理由  
の中で述べたもので量刑の理  
由については、裁判官の主観  
も入り実体と異なる場合もあ  
り得ることから、拘束される  
ことにはならないというよう  
な指導も顧問弁護士から受  
けている。行政上の官民ぐるみ  
は絶対ないし、あつてはなら  
ないと認識しているが、残念  
ながら前建設部長において遺  
憾な行為があつたと言ふこと  
を聞いている。今後もそのよ  
うなことがないように、入札  
契約制度検討会の方針に沿つ  
て公平な入札執行に努めてお  
り職員についても十分管理監  
督について配慮していきたい  
と思うので、理解願いたい。

事に関しては、泰進建設を指  
名から外すことを考えていた  
が、谷保前議長が助役まで依  
頼していると聞いて、それで  
仕方なく泰進となつた。

**助役** 助役の答弁では、意志の疎  
通がなかったと言うが、近藤  
前部長が自分の判断でやつた  
と言うことか。これは近藤さ  
んにこの議会に出てもらい、  
その辺の事実関係を明らかに  
したい。近藤さんをこの議会  
に連れて来ることは出来ない  
のか。

**泉亭議員** 島田議員が言つて  
いるように、近藤職員を議会  
に呼んで欲しいし、もし呼べ  
ないのであれば、仮釈放後  
あつている町長に、平成六年  
に議会筋から頼まれたのは誰  
なのか、答弁願いたい。

**青山議長** 議会運営委員会で  
審議の結果、法的に本会議に  
は前部長を呼ぶことができな  
いということ、理解願いた  
い。

**湯浅議員** 裁判で検察官も、  
裁判長も同様に官民一体で不  
正が恒常的に行われていたと  
言われている。司法の調査権  
とは別に議会に与えられた調  
査権で競売入札妨害事件に関  
する調査特別委員会を設置す  
べきと考えるので、議長の取  
り運びをお願いする。



調査特別委員会設置動議提出される

賛成少数で否決

泉亭議員 近藤職員が釈放されたときに、町長に当然報告があるわけである。裁判で、平成六年に議会から圧力をかけられたとなつたら、議会も知りたいし、町長も知らなければならぬことであるが、その報告も答弁もない。議案については、相当時間をかけて議運の申し合わせ理解を持ち合いながら進めているが、本題から外れていると言う話もある。湯浅議員から発言があつたように競売入札妨害事件に関する調査をするための特別委員会の設置をするように議長において、取り運び願いたく動議として提出する。

## 休憩

この休憩中の取扱いについて議会運営委員会の開催要請が議長よりなされ、動議を取り上げる様決定され、議員協議会に於て報告され了承を得た。

青山議長 ただいま泉亭君から競売入札調査特別委員会設置の動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありまずので成立致しました。討論を求めます。

## 反対討論

川村(弘)議員 先ほどから審議が重ねられているが、近藤さんの関係についてもそれぞれ質疑がなされているが、この関係の処分については、懲罰委員会が云々という形は別にして、私はこの処分については、地方公務員法に基づいて最も適切な、そして本人については非常に厳しい処分について是非に厳しい処分を今回提案されていると考えており、私は近藤さんのあり方、そして業務の関係等についても適切な提案というふうにも感じている。

又、審議の過程を見ると、この事件は北海道警察を始めとして、調査機関が全力を尽くして、当別町の不正を買収その他で起きてるのではないかという大きな疑惑のもとに、全力を尽くして調査に入つたと云うふうに私は聞いている。その後、最高機関である裁判所において適切な犯罰の審議がなされている。日本の憲法において、公正な判断の中でそれぞれの犯罪構成、事実関係を適切に処置

し、その結果としての刑の執行、その他が行われたと信じてやまない次第である。特に町長、助役という立場の上司が、この犯罪にかかわつておるといふことが見分けられないような道警、あるいは検察官、あるいは裁判所でないということを私は信じてやまない。そう云う中において、本議会が再度このことを取り上げて、参考人の呼び出し、あるいは刑の受けた職員の対応、そういうことを最高たる機関が行つたものを当別町議会があえて再度そういう経過をたどらなければならぬ理由が私には見当らない。今後、特別委員会、その他で審議続行するということは町費の無駄遣いである。最高たる憲法で認められた裁判所検察官、弁護士、法律家が、一定の起訴事実に基づいて結果を判断していますので、この委員会、その他の関係については、私は反対をする。

## 賛成討論

湯浅議員 私どもが、この競売入札妨害について裁判の論告要旨、それから冒頭陳述等によって新しい事実が浮かんできたように思っている。

## 反対討論

そして、そのことは議会の中で今回初めて討論されるわけであり、まだ議員の皆さん方と十分な横の連絡もとれていないのが現状かと思つている。少なくとも町民の皆さんに、この入札妨害という事実が十分に伝えられる方向を見出すためには、やはりもう少し審議を重ねて、決して私は罪の人を作ろうという考え方で言っているのではなく、それらの疑惑を解き放すというのが、私どもの狙いである。そういうことを十分認識された中で、私は賛成の意見として、このように申し述べたものである。

柏樹議員 今の時点で今日の審議も踏まえて、より一層真相究明を必要なのかどうかという判断で、動議がされたと思う。私は、前の建設部長の行為そのものは決して許されるものではないと考えているし、その動議的責任として町長、助役が自分としては重いというところで条例の提案をしたと、それに基づいての審議であつたと考えている。この事件の背景とか、なぜ起きたか、どうして防げなかったと

そういう議論を、私は基本に据えてやってきたつもりである。日常的に役場の庁舎内外でいわゆる官民癒着の現象があるとすれば、相当大きなメスを入れる必要があると私自身思っていた。

この今回の競売入札妨害事件と言われることに直接かわつた問題というのは、私は一定明らかになつたと思うし、そういう点では今後の問題として、一つは町長始め役場の幹部職員が行政上の信頼回復にどれだけ努めていくかと、その決意がこの場で示されるかどうかということが私は、一つの試金石だと。それから、我々議員の立場から言うと、議会のチェック機能、やはりいろいろ言われて不十分があつたかもしれませんが、それでも全力を挙げて、議会の権威というか、議会の立場でのチェック機能をフルに発揮する努力は私はされてきたと思つている。

したがって、特別委員会を作つて、さらにもっと深めていくべきだという意見もあると思うが、私はむしろ町民に対する議会の立場からいって一定の議論を今日まで行われた経過を町民に知らせていく中で、町民挙げて行政に対



する関心、激励、様々な形で  
の態度を示すことが今、最も  
求められていることではない  
かと思う。

以上で反対討論とする。

### 賛成討論

**島田議員** 平成七年度に発生  
した今回の競売入札事件につ  
いては、今回議長は辞任する  
ということ、議会側の責任  
はそういう形で取られたのか  
もしれませんが、まだまだ競  
売入札事件そのものについて  
十分審議がされていないと私  
は、認識している。私は今の  
段階では、平成六年度の春日  
団地の入札はどうだったのか  
と、その件については一切調  
査した経緯がないし、先ほど  
近藤前部長を本会議に呼ん  
で、聞きたかったわけである  
が、それは議会上無理とい  
うことで出来なかった。

しかし、冒頭陳述の中で近  
藤前部長は平成六年度の春日  
団地の工事についても議会議  
から圧力があって泰進建設に  
受注させたのだというふう  
に供述している。やはり、議  
会人としてこれ程不名誉なこ  
とがあつてはいけないし、そ  
れを究明するのが議会議人の責務  
であると思う。

又、七月十二日の公判で、  
町を代表する立場にいた総務  
部長が、近藤前部長の証人喚  
問の証人として、裁判所で証  
言をしている。近藤前部長に  
復職してもらいたいというこ  
とを証人という立場で証言さ  
れている。これらのことを私  
は議員として、また一町民と  
して、なぜ悪い罪をした人を  
役場に戻して欲しいというふ  
うに、町を代表する人があ  
るという証人喚問で証言するの  
かなど。これこそ官民一体の悪  
しき慣行があつた裁判の公判  
中で明らかにされたものでは  
ないかと思う。本場の原因は  
何だったのか、これをやはり今  
後も究明し、調査特別委員会  
を作るべきと考え、私は特別  
委員会設置について賛成であ  
る。

**青山議長** 以上で討論を終わ  
ります。  
この採決は、起立によつて



春日団地

行います。  
この動議のとおり、競売入  
札調査特別委員会設置に賛成  
の方は起立願います。  
起立少数です。

(起立者五名)

本案については、競売入札  
調査特別委員会設置の件は、  
否決されました。

第一号議案について、質疑  
を打ち切り討論を行います。

議案第一号に対して

反対討論二議員・賛成討論二  
議員登壇

### 反対討論

**島田議員** 議会での発議や指  
摘を十分尊重した姿勢が、今  
回提案された給与の減額条例  
では全く見られない。又、事  
件発生後も一貫して近藤前部  
長の個人による事件と答弁し  
ていたが、裁判所が官民一体  
となつて恒常的な悪しき慣行  
が当別町にはあつたと厳しく  
批判されたように、伊達町政  
が行政組織ぐるみで入札制度  
を選挙の報復に悪用していた  
のではないのか。検察官や裁  
判長が述べたように、入札制  
度を形骸させたのは事実であ  
り、一部長の近藤一人で出来  
るものではない。先ほど辞任

された谷保議長と助役が意志  
の疎通ができて、近藤前部長  
が実行していたことは明白な  
事実である。谷保議長から頼  
まれたとき、助役は公然と断  
らなかつたばかりでなく、入  
札指名委員長としても職権を  
濫用していた疑いがある。現  
在も委員長をしていること  
は、誠に認めがたいことであ  
る。助役は企業ぐるみ選挙と  
称して業者にけじめを要求し  
たといっているが、自らけじ  
めをつけて辞任すべきであ  
る。監督責任という程度では  
ないはずである。町長は、清  
潔、公平をうたっているが、  
それは言葉だけではないのか。  
平成五年四月十日、これは  
町長選挙があつた年である。  
町長の娘さん夫婦が当別町に  
住民登録されている。町長選  
挙のために娘の住民票を動か  
していたのではないのか。  
これは、誠に遺憾な行為で  
あり、詐欺行為の疑いが持た  
れても仕方がない。  
今回の事件に関しても議会  
として調査権を持った委員会  
を設置した上でないと、この  
町長、助役の減額に関する条  
例が適正な処分か、どうか判  
断できないので、私はこの原  
案に反対です。

### 賛成討論

**村上議員** 既に十分な議論も  
されているし、更には裁判過  
程においても、それぞれ一定  
の結論も出されている。  
だからといって私は町長、  
助役の責任を介するものでは  
ない。今回提案をされている  
この処分案は、大変厳しいも  
のと私も受け止めている。

事件発生後、それぞれ理事  
者においては、入札制度の検  
討委員会を初め部内で今後絶  
対起こしてならない、そうい  
う立場で努力をしていること  
については、私も一定の評価  
をしている。この事件をこれ  
からの行政執行の大きな一つ  
の反省として、これから責任  
ある行政執行を望むものであ  
る。又、今度の事件は、私ど  
も議会議員としてモラルが問  
われた事件であり、特に前議  
長が関与したこと、しかも間  
接的ではあるが、そうしたこ  
とが明らかになつてきている。  
しかしながら、それぞれ法  
に照らし合わせて処分される  
関与ではないということ、  
司法の手でも明らかであるか  
ら、その点については私ども、  
私自身が今後の議会活動にお  
いても十分注意をしながら



やっ行って行かなければ住民の負託に答えていけない。

私自身もそのように押さえられている。今度の事件によって多くの町民の信頼を失ったことは、誠に残念ではあるけれども、それぞれ管理責任のある町長、助役、近藤の処分についてはやむを得ないと判断している。そういう意味からこの議案については賛成する立場で討論に参加させていた。

## 反対討論

**泉亭議員** 私は、原案に反対である。この事件が起きた原因は、町行政のトップの姿勢である。町長は、JVは業者が自主的に組んだもの、町は一切関与していないと答えた。

しかし、裁判で本命割付けとJVの割合を近藤前部長が行っていた事を認めた。町長の答弁は正しくなかった。

更に、事件発生後個人的な犯罪であり、役場内の組織的な性格のものではないと答弁してきたが、これも裁判で当別町には官民一体となり悪しき慣行があったと断じられた。

谷保前議長と飯田助役は泰進の件で話し合っって意志の疎通が出来たから、前議長は山

本へ連絡した。民間業者の利権に対する要求を前議長が官側に伝える働きをした事は、公正を期すべき入札制度を本から否定するものである。指名委員長である助役が、なぜ毅然と断らなかつたのか。ここに助役の重大な誤りと責任がある。近藤前部長は助役が納得している事を感じ実行する気持ちに変わったことを誰にでも判る様に冒頭陳述している。議会には、警察が調べて罪にならなかつたものを、議会で何を調べるのだという話がある。しかし、刑事罰は受けなくても住民福祉に反する行政と云うものは、常に議会がチェックしなければならぬ。従って、刑事罰と行政処分とは別であることを正しく認識すべきものである。

助役は、家宅捜査され自分の書いたメモ帳を証拠に、町長が業者いじめをしていた事を細かに調書を取られていたのは事実ではないか。いつどの様な事を町長が指示したか、そこにはどの様な人物がいたか、助役は全てメモに記されたという事は事実ではないのか。

指名権者の町長が好き嫌いな業者を指名しても嫌いな業者を

外しても犯罪ではないが、それは指名入札の形骸化につながったのではないか。泰進を指名から外したかつたと云われている近藤前部長が泰進に予定価格まで何故教える心境になつたのか。近藤前部長は前議長と助役が意志の疎通が出来ている事、その背後に町民の存在を承知しているからではないか。私はこの場合刑事罰は裁判所が決めた通りであると考えるが、行政的な処分は、やらせた者に嚴重でなければ社会正義は保たれないと確信している。過去にも、

役場に家宅捜査があつたが、議長室や助役執務室が搜索された事はなかつたと思う。司法が犯罪を罰するのは、法の範囲でしかないが、行政は不公平や不平等を正さなければならぬと考える。町長は、後援会の意向だからこの業者だけは指名からはずすとしてその様な不公平は止めるべきだという職員と対立した事実はなかつたか。その頃議会だよりも業者にけじめを付けると書かれていた。全ては、町長の周辺から始まつている事である。町長擁護の議員発言に守られてチェック機能が働かなければ行政は腐敗していくのである。町長は、動議

## 賛成討論

的責任では済まないと考える。従って、この条例では甘すぎるので反対である。

**小武議員** 午前中に提案された議案第一号については、いろいろな歩みを経て三時間余りの議論を交わしてきた現在である。私は、この提案されるときに幹部の町長初め、そして又、出席している全員の参与が血相を変えて真剣にこの議案第一号を提案している姿勢を見たときに、私はずつとこの長い間、六カ月余りの間これを真剣に捕らえて、本当に重大な事件が起きたなという事で対処してきた。

しかし、この議案第一号、そしてまた議長の辞任について関連の議案が今日この臨時会で、私も議論のする立場を見た。一人一人の意見を私も重視し、メモしながらこの時間までまいったところであるが、私はるる言われた中で議長の辞任や、そしてまた町長、助役のこの条例案改正、そして、また当の本人である近藤さんについては、刑事罰以外に地公法による対処や停職という大きな罪を背負って

今現在ここに示されたわけである。私は、これを重く受け止めて、重大な事件に対する責任のあり方は妥当と考え、今後、当別町にこのようなこと

の起きないために自分がチェック機関にいる限り、後世にもこのようなことのないようにいろいろな規則等を重視しながら、皆さんと力を合わせて進むことが町民に対する対応と考える。よって、この一号議案に賛成という考えでいることを意見で述べさせていただきます。

**青山議長** それでは、以上で討論を終わらせていただきます。

それでは、本案につきましては採決を行います。

採決は、起立によつて行います。

この本案について、賛成の方は起立を願います。

本案については、起立多数でございます。

よつて、本案は原案のとおり決定いたしました。

尚、プライバシーに係わる質疑については、掲載しておりません。

(十四名)



## 所管事務調査

各委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務を調査する権能を有しており、この固有の権限に基づく所管事務の調査のことをいう。

# 終る



山梨県白根町



長野県小海町

## 総務・産業 常任委員会

日 程 平成8年9月9日～12日

研修地 ・長野県望月町  
・長野県小海町  
・山梨県竜王町  
・山梨県白根町

テーマ ・中山間地域総合整備事業について  
・商工業の振興について  
・土地利用計画について  
・財政状況について  
・入札制度の概要について

## 議会運営 委員会

日 程 平成8年8月6日～8日

研修地 ・網走郡美幌町  
・紋別郡遠軽町

テーマ ・議会運営について





平成 8 年度の道外各委員会  
所管事務調査が行われました  
ので、所管事務調査研修写真  
に替え報告させていただきます。

各委員会のそれぞれのテーマ  
に基づき、道外他町村の施策  
の状況等をつぶさに調査し  
ましたので、本町行政の推進  
に積極的に役立たせたいと考  
えています。

# 平成 8 年度

## 所 管 事 務 調 査

### 建設・文教厚生 常任委員会

日 程 平成 8 年 9 月 9 日～12 日

研修地

- ・長野県中条村
- ・長野県下諏訪町
- ・群馬県富士見村
- ・群馬県甘楽町

テーマ

- ・老人福祉センターについて
- ・文化センターについて
- ・区画整理事業について
- ・都市計画について
- ・都市公園について



群馬県富士見村



長野県下諏訪町

### 当別大通整備促進審査 特別委員会

日 程 平成 8 年 11 月 5 日～7 日

研修地

- ・宮城県利府町
- ・福島県原町市

テーマ

- ・街路事業について
- ・駅前広場及び自転車駐車場について
- ・土地区画整理事業について





# 平成八年度議員海外行政視察報告

本年度は、北海道町村議会議長会の海外地方行政調査団に小武・湯浅両議員が参加し、八月二十六日から九月七日まで十三日間、オランダ他四カ国を行政視察し、議長に報告されましたので要約して掲載します。

私達は、八月二十六日千歳を二時半に出発、成田にて結団式が行われ、二十七名でB班が結成された。翌日オランダのアムステルダムに向かつて十一時半に成田を出発したが、約四時間飛行してシベリア上空で機内に急病人が出たとの事で急遽千歳に戻る。その途中積丹の上空で機体を軽くする為、燃料を十ト放し出さなければならなくなり、約十三分間に恒り放出。二度と経験出来ない事でした。その後交渉の結果、又成田迄戻り午後七時過ぎに再びアムステルダムに向かった。現地時間(七時間差)一時五分に到着、その後ホテルへ移動し午前四時頃に休む事が出来ました。二十八日は、アムステ

ルダム市内会議室にて、公式訪問が行われオランダ農林漁業省より環境管理政策担当、国際関係政策担当、中央青果競売市場協会広報部取締役が出席し①農業経営の実態について②EC体制発足後のEC内農業状況③EC域外との農産物輸出入バランス・収支状況④ガットウルグアイランド決着後のEC農業事情についての⑤農業振興政策についての公式セミナーが行われました。

其の後世界最大の干拓地に向かい、干拓記念館を視察、その足で酪農家ホーランダ氏の酪農事情を研修しました。海面より四m低い土地ですが、七十haの土地で百十五頭の乳牛を飼育し、雇業者一人で最盛期には奥さんも手伝うとの事です。

ここでは、倍の飼育頭数が出来るそうですが生産調整のため、それを守らなければ罰金を取られるとの事。次に畑作農家キーズハーゲン氏を訪ねました。この農家は、六十haの農地を国より借りて年間八万ギルダーを支払って居るそうです。

馬鈴薯十九・五ha、ビート十二ha、タマネギ四ha、芽キャベツ三ha、インゲン豆五ha、小麦十四haの作付を五十二歳の主人と奥さんとの二人で経営されています。二戸の農家に収支バランス、後継者対策についての質問をしましたが日本農業と同じく厳しい状況でした。

九月三日、イギリス・ロンドンの隣サリー州で研修テーマを議会と地方自治システム、環境美化、社会福祉について州庁を訪問、来日したところのある女性知事レディー



デンマーク・レイリスタット町  
ホーランダ農場の大規模農業に対応するよう  
導入された大型機械

トーマスさんの歓迎を頂きました。

国の機関には選挙による議員と貴族の貴族院と二院制で中央議会があり州議会(県)は地方議会です。サリー州は、人口百万人で議員は七十六名、(内女性三十名)で無給ですが、交通、電話、郵便等の実費経費は支払われます。議員は職員と同じく仕事が分担され、政府が基本的に決定した事に基づき地方政治を行う州の権限、経済、事業、財政等を中央政府が検査し会計監査を行う州の財政は、政府が三分の一、地方税が三分の一、企業税(国が徴収)三分の一で出来ています。年間の予算は六億二千三百万ポンド、イギリスの十大企業に入る金額です。予算は主に三つに使われます。教育に半分位、次に福祉で五分の一、他は国道以外の道路整備等となつている。

政府に対する陳情とか接待は全く無い、そのような事に支出されると大問題になるようです。土地利用企画の担当は、環境ごみ処理に取り組み国の規制、ECヨーロッパ全体の規制を守りロンドンを中心とする半径三十マイル圏内を、グリーン・ベルト指定地域で厳しい環境保護がとられ

ている。しかし、開発と保護の両論で圧力が凄じいのは我が国と同じです。ごみ処理は、埋立が主で個人が受けている。

厳しい状況になり、リサイクル等減量対策に取り組んでいる。焼却はせず煙害を重視し今後発電のエネルギーにと研究されている。福祉では、老人ホームを視察、最も希望が多い在宅ケア・デイケア等老人ホーム以外の老人、障害者に対する福祉は進んでいる。医療制度は、国民保険に加入し家庭医に登録され、どんな病気でも先づ登録医に行き状態により専門医が紹介される。日本のように個人が病院を探すことはない。健康管理と医療費対策である。地方分権、ゴールドプラン等で新しい制度を考える時、参考とすべき課題は多い。

皆さんの理解のもとに研修が出来ました。厚くお礼を申し上げ今後の町政の為に活かして行きたいと存じます。有難うございました。





議 案 審 議

# 新生産調整推進対策地域 調整推進事業補助金など 10議案を可決！

第5回定例会  
H8.9.24~27

□教育委員会委員の任命について  
大澤勉氏を再任する提案がされ原案同意されました。

□教育委員会委員の任命について  
稲村政光氏を再任する提案がされ原案同意されました。

□平成八年度当別町一般会計補正予算(第三号)  
新生産調整推進対策地域調整推進事業補助金六億九千六百三十四万五千円、道営土地改良事業負担金六千五百五十二万八千円、除雪経費二千八百八十二万二千円などを増額し、歳入歳出予算総額が百二十三億二千七百八十三万七千円になりました。

□辺地に係る総合整備計画の策定について  
高岡辺地の公約施設の整備に伴い、総合整備計画が提案され、原案可決されました。

□当別町道路線認定  
町道を認定する提案がされ原案可決されました。

- ・若葉一号線
- ・若葉二号線
- ・若葉三号線
- ・若葉四号線

・若葉五号線

・若葉六号線

・材木沢神社線

・ビトエ一号線

・ビトエ二号線

□当別町道路線廃止

・東部北二号線

・東裏一号線

□平成八年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第一号)  
一般管理費三百四十四万六千円、建設費八千五百六十一万四千円などを減額し、歳入歳出予算総額が十億九千六百四十九万六千円になりました。

□平成八年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第二号)  
下水道管路布設工事費一千三百五十一万七千円を増額し、歳入歳出予算総額が九千五百一十七万七千円になりました。

□平成八年度当別町水道事業会計補正予算(第二号)  
収益的支出に工事請負費を増額。資本的収入に道補助金を増額し、企業債を減額しました。

□平成七年度当別町歳入歳出

決算認定

吾妻代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられ議会は、議員全員を委員とする特別委員会を設置し、審査することに決定しました。  
※平成七年度各会計決算審査特別委員会

委員長 小武 正寿議員  
副委員長 湯浅 俊一議員

□平成七年度当別町水道事業会計決算認定  
吾妻代表監査委員より監査状況及び監査意見が述べられ議会は、平成七年度各会計決算審査特別委員会に審査負託

しました。

□人権擁護委員の候補者の推薦  
任期満了に伴い、三富女里子氏を候補者として推薦したい旨、提案され原案同意されました。

□平成八年度当別町一般会計補正予算(第四号)  
中小屋小学校火災事故による、校舎、屋内体育館解体撤去工事一千七百二万六千円などを増額し、歳入歳出予算総額百二十三億四千四百九十九万九千円になりました。

委員会報告第5回定例会総務常任委員会

本委員会は、平成8年7月25日、8月19日委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重に審議の結果次のとおり報告する。

記

寒冷地福祉手当支給事業促進法の制度化を求める請願書  
積雪寒冷地に居住する者にとり、冬期間の暖房は不可欠なものであります。その冬期暖房に要する灯油代等の支出は多大なものがあり、特に年金生活者や母子家庭などの生活費に重くのしかかっております。

積雪寒冷地に移住する社会的弱者の人々の冬期暖房にかかる負担を軽減し、安定した社会生活を送ることが出来るよう、市町村自治体が老人世帯や母子家庭・障害者に対して暖房費の助成給付を実施する場合、国が補助金を出すことなどを盛り込んだ「寒冷地福祉手当支給事業促進法」は緊急課題となっております。

よって、意見書を送付する必要があると判断し、本件、願意妥当と認め採択することを適当と認めた。

平成8年8月19日  
当別町議会議長 様

総務常任委員会  
委員長 小武 正寿



## 将来の 飲料水対策は



泉亭 俊彦 議員

**問** 入札妨害事件の判決をどう受けとめたか  
**町長** 町長は事件発生以来、「捜査の状況を見たい」と、あるいは司法の判断、「判決の結果を見たい」と話をしていたが、「組織的な構造的な不正が行われて入札が形骸化されている」と指摘した裁判の結果に對して、十七日の臨時議会で答弁は厳粛に受けとめると述べながら、量刑理由の中で話は裁判長の主観も入ること、町が拘束されることではないとしている。  
**町長** 町長が厳粛に受けとめるということはどうということなのか。具体的に伺いたい。  
**町長** 裁判の結果を厳粛に受けとめ、町民の皆様の信頼回

## 第5回定例会

## 一般質問

七議員が、町長の政治姿勢・将来の飲料水対策・保健行政・高齢者対策・環境保全などについて、町長の考えをたずねました。



入札妨害事件の判決を

どう受けとめたか

復に努めると言ってきた。  
**裁判長**の判決は、司法の捜査等に裏づけされた犯罪事実に基づいたものであり、厳格に裁かれたものと受けとめている。今後このようなことのないよう管理監督に努め、町民の皆様の信頼回復に全力を傾注していきたいと考えている。

**問** 判決の結果を厳粛に受けとめるといふことを、もつと町民にわかりやすく言うというところか。  
**町長** 私は、組織的、構造的犯罪ではないと現在も考えている。判決内容の犯罪事実と量刑の理由については、一般論として、今回の裁判長の指摘は現職の部長と元収入役の建設会社出張所長がかかわり、予定価格に近い価格を教えたことが犯罪として裁かれたと思っており、私はこの事実を厳粛に受けとめている。又、そのことが裁判長をして量刑の理由の中で官民一体というような指摘をされたものと考えている。したがって、事件発生後、直ちに私は入札契約制度検討会を発足させ適切な運用に努めているが、それを運用するのは人であり、指導、管理の徹底と人材育成を一層図り、信頼回復に努

ていく所存である。

元収入役の退職金は

妥当だったか

**問** 一連の事件の中で当別町民と当別町に対して、著しく名誉を傷つけた競売事件、有印公文書事件、それらについて、退職金を支払うということが妥当だったと考えているのか。又、北海道町村職員退職金手当条例によって、町が負担をしている部分もあるが、そういうことが妥当な支出だったと考えているのか。  
**町長** 元山本総務部長は、平成四年六月に総務部長を退職しているの、その時点においては支払は妥当と考えている。なお、今回の判決により退職手当組合は条例に基づき

一定の処置をすることとしよう。

**問** 六月議会で、総務部長は退職後職員の非行が発覚した場合、退職金を返還することにはなっていないと、答弁したと思うが、それはどういう根拠に基づいていたのか。  
 それから、山本収入役については発覚ということではなく、健康上の理由でやめているとも答弁しているが、そのことについても答弁願いたい。

又、町長は退職手当組合で一定の処置をすることを考えている答弁をしているが、一定の処置というのはどういうことなのか。  
**町長** 元収入役の退職理由の件であるが、平成五年十二月三十日議会運営委員会、平成六年一月十一日議員会において、山本元収入役本人の行為の内容等についても顧問弁護士に相談を重ねてきたことや、収入役は、自治法上から一方的には解職できない等の総合判断から、当時病氣入院をしていた経緯もあって、受理の決意をしたことを説明している。又、平成六年一月二十一日開催された平成四年度決算審査特別委員会でも審議され、認定されているので、



野有牧2



理解願いたい。又、一定の処置とは退職手当条例の第十二条の二の退職手当の返納の条項である。

総務部長 六月議会での答弁の中で返還はないと言っているが、この件につきましては、一般職で退職金支給後事件が発覚して退職金の返還がされたという事例がないと言ったものである。又、この件については返還が必要ないと言ったものではないので理解願いたい。

生活水の確保と水源地域

振興対策について

問 第四次計画の中で、当別ダムに関連についてであるが人口増を計画する場合、必要な生活水の確保について方針があれば答弁願いたい。

又、当別ダム上流のゴルフ場計画に対して、反対の陳情が水道広域企業団に出ている。

広域企業団でも一定の議論をするべく特別委員会の設置をしているが、当別町として札幌市あるいは石狩市から、それぞれ出ている陳情に対して当別町の水源地域振興対策を見直しをして、ゴルフ場は中止するのか。それとも、計画どおりゴルフ場建設を進めるのか。

町長 人口と水がリンクすることは、十分認識をしている。

発議の水源確保の目途については、泉亭議員の三月の発議に、また島田議員の六月の一般質問でも一定の考え方を言っているが、私は、これらも念頭に置いて、さらにあらゆる角度から水源を探っていきたく考えている。

次に、安全な水を確保するための反対陳情について、水道企業団議員でもある泉亭議員は十分承知と思うが、当別ダムにかかわる振興策は道民の森整備にかかわる民活事業として北海道と当別町で誘致した企業であるので、このカムイジャンボリー高原開発計画は今後とも積極的に努力をし、計画どおり進めていくよう考えている。

問 町では今、基本計画を立てようとしているが、水の確保が何の目途もなくして計画を立てられるわけではない。

それは当別の町長として何らかの方法、方針がなければならぬと思うので、方針の目途が立っているのであればもう少し踏み込んで答弁願いたい。それから、青山ダム上流のゴルフ場建設についての反対陳情の要旨は、企業団としてゴルフ場開発は好ましく

ないことを北海道と当別町に申し入れて欲しいということと、もう一つは、企業団として水源の水質保全について十分留意して、常に情報を公開して欲しいと言っている。

安全な水であるということや、ゴルフ場がそんなに害がないということを説明しなければならぬし、当別町の地域の基本計画だということについての説明を当別町が十分しなければならぬ。

水源地对策特別法で、上流の負担を下流の人がすべきだということ、今こそ当別町は、こういう陳情されている自治体にきちっと申し上げるべきではないか。当別町は、水源地对策特別法について具体的にどんな案を示して、どういう見解を各受益団体の長が当別に対して述べているか、答弁願いたい。

次に、町有牧野の五百haのうちゴルフ場として売るのは三百で残り二百について縮小計画を立てて、引き続き畜産振興をやっていくと言うことだが、草地造成をやっていくのに平成三年当時二億円ぐらいと聞いているが、今では幾らかかるのか。

町長 反対要望があるカムイジャンボリー高原開発計画に

ついては、議員指摘のとおり設置町村として真剣に対応している。無農薬による管理、肥料、使用量、汚水処理等の監視を初め、環境保全、水質保全等万全を期して進めることを関係町村などに説明している。また、札幌市、石狩市、小樽市の各首長に対しても、私が直接会って説明の上、住民の不安解消のため働きかけましたところである。また、水道企業団に対しても、本町の振興計画、道民の森整備にかかわる民活導入などについて理解を得るべく、現地視察をする中で説明し、理解を得ている。

次に、水源地对策特別措置法に基づく受益市町村の協力要請については、企業者である北海道が理解を求めることとなっていることから、道主体として当別ダム現地連絡協議会の中で十分協議、要望を重ねてきている。

次に、町有牧野と畜産公社の売り払い後の残地利用であるが、計画に対し低い利用状況となっており、平成七年に草地造成可能面積の再調査を実施したところ、現況で利用可能面積は八十haとなっている。町有牧野運営委員会、畜産振興公社理事会とも協議を

ちよつと休憩

〈特別多数議決〉

議会の議事は、出席議員の過半数で決するのが原則であるが、法律に特別の定めがある場合は、賛成議員の割合が加重される。これを特別多数議決という。

法律に特別の定めをしている場合は、次のとおりである。

(1) 出席議員の三分の二以上の同意

ア. 地方公共団体の事務所  
の位置を定める条例

イ. 秘密会の開催

ウ. 議員の資格決定

エ. 拒否権による再議

オ. 条例で定める重要な公  
の施設の廃止又は、長期  
独占的利用

(2) 出席議員の四分の三以上の同意(議決の際の定足数は、議員定数の三分の二以上の出席)

ア. 直接請求による副知  
事、助役等の解職

イ. 議員の除名処分

ウ. 不信任議決

(3) 出席議員の五分の四以上の同意(議決の際の定足数は、議員定数の四分の三以上の出席)

ア. 議会の解散の議決



し、牧場のあり方について検討をしていきたいと考えている。

問 三百町歩の町有牧野をゴルフ場に売りました、もう畜産振興はやめました、公社は解散しました、というわけにはいかないのではないのかと思う。八十haを今後もし、継

## 地域に根ざした 保健医療行政の推進



村上 弘志 議員

続的に公社として機能を發揮していくためには、事業費はどのくらい見込むことになるのか。又、水源地周辺対策事業で地元が要求している総事業費とか要望の内容はどうなのか。

町長 草地造成改良工事費について調べたところでは、大

体三億九千九十一万五千元程度かかるのではないかと予想がされている。次に、ダム直下流対策の關係であるが、まだどのような事業でどの程度の金額がかかるというようなことは出てないので、できるだけ早く努力をしながら算出をしたいと考えている。

石狩両市が誕生、そして両市とも保健所の誘致に積極的な運動を行っているという事聞いています。保健所管区の見直しと同時に統廃合という合理化に惑わされないうように、しっかりと指針を持って国及び道に対して対応されるよう求めるものであり、町長の意見を伺いたい。



乳幼児健診

ていくので理解願いたい。

### 第三次総合計画の見直しについて

道立保健所の統廃合について

問 道は地域保健法の基本方針、総合医療協議会の意見を踏まえて、保健所の機能充実と所管区域の見直しについて検討しているという事聞いています。

保健所の存在する各市町村においては、国及び道に対して現在の保健所の存続を求め、陳情活動を繰り広げていると聞いているが、本町はどのような認識をもっているのか。

又、保健所機能の見直し、所管区域の見直しについて、

町は国及び道からどのような説明を受け、どのような協議を行ってきたのか。

町長 当別保健所が歴史的に地域に根をおろして活動してきた経緯から見ても、本町のみならず石狩北部地域の住民が保健所に寄せる信頼と期待は高いものがある。保健所の持つべき検査機能を初め、医師、保健婦による地域保健医療活動や、専門的な指導機能は市町村で整備充実をしていくことは実情では困難であり、当別保健所の存在は必要

不可欠と強く認識している。

又、地域保健法の改正に伴う地域保健対策の推進についての協議と説明は、数回なされているが、保健所の統廃合に対する説明または協議については開催されていない。

問 この所管区域の見直しは、比較的専門性の高い保健医療サービスを提供し、地域単位の第一次保健医療圏とプライマリーケアを重視した保健医療体制を目指す第二次医療圏を設定し、第一次保健医療圏と提携しながら、それぞれの機能分担しながら住民のニーズにこたえる体制を確立するとなつています。こうした変革は、本町の保健医療体制にも少なからず影響を与えるものと考えますが、町としてどのように考えているのか。

この石狩圏においては、札幌市を中心に大きく変わりつつある。九月一日から北広島

町長 身近な保健、福祉サービスについては、市町村が一次的に提供する役目を担うこととされている。本町では、今後住民にきめ細かな保健と福祉の一体的なサービスを提供するため、保健と福祉の総合的なセンターを整備するとともに、保健婦、栄養士、ホームヘルパーなどのマンパワーの充実を図っていきたい。

次に、指針と決意であるが石狩管内の地域性や人口格差等を考慮すると、第二次医療圏に基づき設置案や支庁への統合などは保健医療サービスの低下を見ることは明らかで

問 当別町第三次総合計画に組み込まれている当別ダム水源地对策は、官民共同の事業が取り組まれており、既に民間が押し進めていた青山リゾート開発計画が挫折した。今、カムイジャンポリー高原開発計画も足踏み状態にあるのではないのか。この計画については、道の環境影響評価審議会の答申において既に影響なしと、答申が出ているわけであるが、取水する多くの自治体から一定の異論も出ているのも事実である。パブルが弾けた昨今、こうした状況の中で道との対応について、企業

ある。当別保健所に期待する住民の要望に十分答えていくために、保健所の機能を今より向上させ、強化する方向で体制の整備が図られるよう、保健所運営協議会や町村会とも協議をして、道に対して当別保健所の存続を強く要請したい。



主体者である前川製作所とどのような対応をしてきたのか。これまでの経緯と計画がずれ込んでいる原因は、道にあるのか、それとも企業主体者にあるのか、伺いたい。

又、青山リゾート開発計画が挫折をして、計画に狂いが出てきたわけであるから、これらに対する後事業を含めて見直し等があれば、町長から見解を伺いたい。

**町長** カムイジャンボリー高原開発については、水質の保全にかかわる協議を昨年三月より重ねたところであり、昨日九月二十四日石狩西部水道企業団より一定の回答があったところである。今後においては、前段泉亭議員に説明した市民ネットワークに対する理解と、個別法にかかわる申請事務を速やかに進めていく考えである。

次に、事業主体である前川製作所については、早期着工を目指すことから本町はもとより石狩西部水道企業団及び道に対し、再三にわたり事業の説明及び必要性を訴えているところである。又、全体計画のおくれた原因であるが、石狩西部水道企業団において水質の保全確保のため審議会、部会等を設立し、慎重に

審議いただいたところであり、この間石狩を初めとする市民ネットワーク等からゴルフ場反対の要望もあり、時間を要したところであります。今後各個別の法手続きを早急に行うよう、事業者と協議していきたいと考えている。又、後事業については、現在のところ見直しはないので理解願いたい。

### スクールバスの 在り方について

問

三月定例会の議論において、地域住民の要望を受け入れバス事業を実施したことに ついて大きく評価するものがあるが、今総体的に通園通学バスのあり方について見直す時期が来ているのではないと思う。保育園や幼稚園は経営主体者が、園児の送迎をしているというのが定着しつつあるわけであり、多くの住民から送迎バスを必要とするの声を多く聞くわけである。

これからの問題として、ひとつ考えてみる時期ではないか。又、民間バスの廃止地域住民から、通学バスの運行を陳情されていると聞いているが、廃止に至る経過や、住民にどのように説明しながら、その要望にこたえるのか、考えを伺いたい。

通学バスの運行は、学校統合として地域格差の解消のために措置をしたことは当然であるが、その地域に新しい住民が住み着く事態が生まれてくると思うが、これからも永遠に通学バスを運行していくのかどうか。時代の変遷も本当に大きいわけであり、これらについても統合的に見直すというようなことが今、求められているのではないかと思う。

**町長** 保育所の通園バスについての要望は、受けていない。通園バスは、札幌市などの私立保育園において一部送迎しているが、本町の場合、父母のそれぞれの勤務時間に合わせ送迎していることから、時間を指定しての通園バス利用は、不便になることも考えられる。又、保育所は乳幼児保育をしており、0才から二才までは事故防止のため父母の付き添いが必要と思われることから、父母との協議が十分必要であり、現時点での通園バスの運行は厳しいと考えている。

次に、中央バス石狩当別線廃止については、昭和六十一年ころから赤字路線として廃止のための打診があり、平成七年八月赤字にかかわる四百

万円程度の助成願い、同年九月には助成できない場合は、七年度末にて廃止したい旨の通知があった。この時のバス利用通学児童は四名となっている。十月五日には、石狩、

当別、厚田の部課長による存続要望を行い、更に、本年に入り一月十八日に当別、厚田両助役により存続にかかる要望書を提出し、同時に役場においては通学児童の父母及び若葉町駐在員に対して経過を説明した。この後、三月二十五日には関係駐在員及び父母に説明会を行った。

**教育長** 交通安全と体力づくりの日常化、親子のふれあいを掲げ、通園指導については家庭と協力し、取り組んでいるところである。このようなことから、幼稚園までの送迎は保護者の方に行っていたことを原則に協力をいただき、多くの成果を上げている。

送迎を求める要望もあるが、他の幼児との負担のかかりもあるもので、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、通学バスについて、ご指摘のように道路事情等、時代の経過とともに変化しつつあることも事実である。

時代の変化に対応した運行について教育委員会において

十分協議をいただきながら、検討していきたい。

### 町長の政治姿勢について

問 今春、四月十九日に発生した競争入札妨害事件で、前建設部長の逮捕、あるいは昨年の二月に発生した教育委員会の窃盗事件など、私の伊達町政を支持する立場にしてみれば大変残念であり、また伊達町政にとっても大きな汚点である。町長は、町民への公約として、公正、公平、そして清潔な町政をと、訴えてきた伊達町政に対する町民の期待、これは大きなものがあるだけに、この事件は大変残念でならない。入札妨害事件で議会を代表する議長の関与が指摘され、議会議員のモラルと議員活動のあり方も問われた。私自身も反省をしながら、この事件の大きさを大変厳しく受けとめている。

町長におかれては、再発防止の万全を尽くすとともに、二万人町民の奉仕者としてさらに努力されることを望むが、この一連の不祥事に対して、改めて町長の決意を伺いたい。

**町長** 一連の不祥事件が発生し大変残念に思うと同時に、厳しく受けとめている。今後は、この非常に厳しい教訓を生かし、私の政治信条を一層



貫くことを改めて表明するとともに、私に課せられた最大の責務は町民の皆様の信頼を回復するため職責を全うすることと考えている。又、日常の仕事を進める職員に、私の

## 新総合計画に 広く町民の声を



内海 英徳 議員

政治信条の徹底と人材育成を図り、行政組織が丸となった、議会の協力をいただきながら全力で信頼回復とまちづくりに取り組んでまいりる決意をしている。

に、今後町長としてどのような対応されるのか伺いたい。

**町長** 昨日泉亭、村上両議員からも同様の質問があり、答弁しているが今回の事件の結果を真摯に受けとめ、この厳しさを教訓として生かし、私の政治信条の清潔、公平、公正を職員とともに、常に基本としながら町民の方々の声に耳を傾け、行政組織を挙げて全力で議会の協力を得ながら信頼回復とまちづくりに取り組んでいく。

### まちづくりについて

**問** 三月あるいは六月議会において、町長は今年度から平成十年度まで三年をかけて基本構想、基本計画の策定を行い、平成十一年から十年をかけて平成二十年を目標年次と考えて、新しい総合計画審議会に諮問したいと答弁しているが、審議会の構成は、いつどのように選ばれ、何人で構成されるのか、伺いたい。

**又、新総合計画策定に伴うまちづくりプランを募集し、**



末 広 団 地

九月三十日が締め切りとなっているが、これまでどのくらいの応募があったか、伺いたい。

**町長** 設置時期については、平成九年一月に設置したいと考えている。なお、構成については、総合開発計画審議会条例に基づき、学識経験を有する者、また関係行政機関の職員のうちから二十五名以内をもって組織することとなっており、今後の人選に当たっては地域性も含め、幅広い層の方々にお願いすることを基本として進めたい。

次に、まちづくりプランの応募状況は、八件であるが、小中学校より約百五十名程度の応募提出をした旨連絡を受けている。

**問** これまでのまちづくりの流れの中で、J R石狩太美駅、J R石狩当別駅の周辺は、それぞれ整備中の広場を含め、一昔前とは違ったたたずまいとなっているが、一方、北海道医療大学前から中小屋にかけては、町が意図的に力を注がなければ町全体のまちづくりの中で取り残されていくような気がしてならない。

**町長** 石狩太美駅から中小屋駅まで六つのJ R各駅を核としたまちづくりがなされたとき、当別町全体が点でなく、一つの線と面でつながった調和のとれた機能的な町並みができるとは思えないかと思うが、新総合計画に盛る考えはどうか。

**町長** 緑豊かな田園都市当別を形成するためにも、都市と農村は調和のとれた姿が望ましいまちづくりと考えているので、新しい総合計画策定に当たっても、J R駅を核としてまちづくりについて十分検討を重ねていきたい。

**問** 住環境の整備の中で、住む人にとって最も文化的だと実感してもらえぬ最大のものは、水洗トイレ、下水道整備だと考える。早急に農村地域の水洗化に努力を願いたいと考えているが、町長の考えを伺いたい。

**町長** 農村地域に対する排水処理計画は、集落形態及び投資率などを勘案し、個別の合併処理浄化層設置事業を導入したいと考えている。この事業は、本町の生活排水処理基本計画を樹立し、道のヒアリングを受けた後、事業計画することになっている。北石狩衛生施設組合でも同じく基本計画の策定を進めており、その整合性を図りながら、できるだけ早い時期に事業化できるように取り進めていきたい。

**問** 昭和四十年代以前に建てられた町営住宅が数多くあるが、中でも特に老朽化が著しい下川団地は建物の損傷もさることながら、団地周辺の土地が低いために雨の多い時期などいつも湿地帯のようになっている。健康上にも甚だよろしくない状況である。下川団地の建替も含めて、団地周辺整備の考えも伺いたい。

**町長** 春日団地建替事業が平成九年度にて完了予定であるが、本年度において公営住宅法の大規模な改正がなされ、平成十年四月一日より適用されることになっている。この改正と本町の置かれている現状を踏まえ、公営住宅再生マスタープランの作成等を検討し、町営住宅の入居階層の把



握、高齢者等に対する施策を考慮した中で、全町的な建替計画の作成を行い、町営住宅の整備に努めていく。

#### 道路整備計画について

問 国道三三七号線と町道十四線から十九線の交差点との対応は大幅に遅れそうだが、町の対策が後手後手になっていくように見受けられる。

平成九年八月までに交差点整備を実施すると答弁されているが、ここで改めて見解を伺いたい。又、国道二七五号線までの道央新道整備のタイムスケジュールと完成予定を伺いたい。

町長 十四線から十六線の完成が十二月十三日となっているが、町道十六線から十九線までの交差点について、大型車に対応できない部分、特に交通の流れから予測すると、町道十九線の右左折が増大すると予想される。その対策として開発局では、平成九年八月までに十九線の交差点改良を施行し、国道としての供用開始に努めると伺っている。

平成十四年ころには二十七線までの二車線、供用開始を見込んでいると伺っているの、大幅な交通量の増加が予想され、二七五号から三原大橋の区間の指定が早急に決定

され、一日も早い事業着手を国に強く要請していく。

問 国道二七五号線の拡幅計画はどのようになっているのか。又、国道三三七号の整備の中で歩道の設置方法、車道と歩道の高低差が著しい箇所、国道から町道への取りつけ部分、この辺の事情は開発局とどのように打合せをしているのか、住民の希望、要望をどのように国へ伝えているのか。

次に、道々の整備について当別ダムへの道路はどのような計画されているのか。

町長 当別町内では、蔵岱、金沢が事業化されており中小屋、月形町地内の市街地周辺、新石狩大橋を含む当別町界南七号までが、それぞれ調査区間となっている。国としては新石狩大橋については交通量の現状を見ると、当別町界までを含み、急ぎ事業化を進めたい旨の情報を得ている。

次に、国道三三七号の整備について町が窓口となり、公民館において地先関係住民と工事内容等の説明会をし、事業に対する理解を得て施工したものである。

又、町道との取りつけ部分については、従来の幅員を変えることなく、歩行者の安全

を重視し、歩道の造成をしたことである。当別ダム建設に伴うつけかえ道路については、平成八年度中にほぼ測量を終え工事についても平成九年度より一部着手する計画と伺っている。

#### 地場産業の育成と

##### 企業誘致について

問 道民の森、あるいは当別ダム等の観光資源を地場産業の育成の観点から、開発または当別の特産品を作り出すことに町として努力すべきと思うが、具体的な対応をしているのか。又、観光協会で実施した当別のキャッチフレーズの募集について大きな反応があったと伺ったが、具体的にどのような動きになっているのか。次に、誘致しようとする企業あるいは、進出しようとする企業に対しての優遇措置を含めた企業誘致条例を制定する時期にきているではないか。又、道と町が誘致を進めているカムイジャンポリー

高原開発事業について、特にゴルフ場造成は、札幌市及び石狩市の市民団体等から反対陳情が上がっていると聞いている。既決定ということではなく、また何が何でもゴルフ場

というだけでなく、もつと自然と共生できるような事業に

転換を求めているかがか。

町長 ダム周辺地域振興対策を現在検討中であり、道民の森、当別ダムに次ぐ新たな観光資源としての役割を果たすものと考えている。また、新たな特産品の創出に当っては生産物の加工施設等の設置も考え合わせて今後検討する。

次に、キャッチフレーズ募集については、一万三千三百通が応募されており、観光協会では、審査委員会により審査し、採用作品については、町内各種団体のイベントなどを広く利用して、当別町のPRに活用したいと伺っている。

次に、企業誘致条例制定については、蔵岱地区の工業団地計画の進捗状況を見きわめ、早い時期に専門部所の充実に、また誘致条例の制定に取り組んでいきたいと考えている。

##### 幼稚園スクールバスの

##### 運行について

問 昨今の宅地造成の点在や集中状況及び住民の要望を勘案した場合、これまでの交通

安全と体力づくり、親子の触れ合いから幼稚園までの送迎は保護者の方に行っていたことを原則としていると言ふ原則論だけでは、もはや通用しないところに来ているのではないか。この際町立の幼稚園としても健全で安定した、しかも安全な運営面からも地域によって幼稚園スクールバスの運行について考えてもいいのではないか。教育長の考えを伺いたい。

教育長 通園、通学バスの運行については、昨日村上議員にも答弁しているが、幼稚園の運営方針としては、交通安全と体力づくりの日常化、親子の触れ合いを掲げ、通園指導などについては家庭と協力し取り組んでもらうことを原則とし、協力をいただき成果を挙げている。送迎を求める要望もあるが、他の幼児との負担のかかわりもあり、今後の研究課題としたい。





# 自然を生かし、安心して暮らせる まちづくりのために



林 義夫 議員

## 町政に示す町長の 姿勢について

問 当別町は、伊達邦直公以外の開拓者魂に培われたよき伝統に受け継がれて今日に至っている。今春以来の先輩議員多数が質問されたような、司法の言う競売入札事件に絡む悪しき慣行のフレイズのように、今日その伝統が汚辱にまみれたものとしてこのまま残されてよいのか、町長部局の担う払拭の責任とその義務は大きいと感じる。司法の統括を厳粛に受けとめ、真摯に考えるところの姿勢を私は概念的なものとしてのみの発言であって、各論的にどのような姿勢を持って町政に示すのか伺いたい。

又、地方自治法に基づく臨時議会開催請求に対し、審査中、裁判中というようなことを理由として開催を避けた。三権分立から言えば司法、

行政、そして議会が持つ立法調査権は独立しており、この点、その認識に大きな誤りがあると考えるので、回答願いたい。

町長 競売入札妨害事件に関しては、既に九月十七日の臨時議会、昨日から三名の議員の方々からの質問に答弁をしたとおりである。

又、臨時会招集請求の取り扱いについては、司法の結果が出た後、六名の議員の方々の考えを尊重し、九月十七日の臨時会の案件として告示をしている。

## 高齢者対策と 少子化対策について

問 高齢化を押し上げる原因の一つに少子化の問題がある。

これは、本町に限らず国全体の問題であり、いわゆる女性の晩婚、晩産と高学歴化、高社会進出化がそれを支えて

いる。若年者に対する対策、それは本町への定着を求めるための魅力ある企業興しが必要だと思う。町に若者を引きとめる産業あるいは工業、商業、従来からの農業に加えて観光資源の開発等が必要だと思う。高齢者対策としての町の姿勢は、福祉センターを初め、施設については、平成十一年と回答しているが、高齢者を抱える本町としては、それまでにソフトを早く開発すべきと思う。多くの市町村が、いまや二十四時間体制でヘルプ事業に手を染めようとしているときに、町はそれに対応できるのか。出さなければ、民間委託をするとか、ほかの対策を立てるべきではないのか。又、福祉センターを初め、高齢者対策についての土地取得の進展を伺いたい。

次に、少子化対策についてであるが、昨年の出生率は、一・二三に陥っている。町として、子を産み子育てをどのように支援していこうとするか。一例として、例えば三人目の出生には報償金を出す制度をつくるのかの方策があると思うが、どうか。

町長 平成十一年度を目標年度に高齢者福祉センターの建設を計画し、高齢者の在宅

サービスの充実を図っていきたい。また、高齢者が安心して在宅で幸せな生活が送れるような在宅介護を充実させるため、保健婦、ホームヘルパーなどのマンパワーの確保を図るなど、ハード面とソフト面の充実を進める。

なお、二十四時間対応のホームヘルパー派遣は、全道



道民の森一番川地区

二市で今年度から実施しているが、今後どのような体制で実施できるのか、検討事項としたい。又、高齢者福祉センターの用地については、現在土地所有者と協議中である。

次に、少子化対策については、発議のとおり若者が本町に夢と希望を持って住めるよ

う都市計画や公園整備、観光事業を初め、スポーツ文化施設など教育施設の整備を進め、魅力ある働きがいのある産業や雇用の場の確保など、私が提唱している、行ってみたい町、住んでみたい町、住んでみてよかった町の実現を目指して、発議を十分踏まえ今後策定する新しい計画の中で検討していきたい。

問 まさに人は石垣、人は城である。特に、やる気のある多くの青少年を育てていかなければならないことは、町の方策として非常に緊急の重要事項と思う。平成二年から人材育成委員会が発足しているが、その運営はどのように行われているのか。

次に、道民の森のパンフレットを見ると、どちらかというと月形地区のPRが多いようである。町が、当別町の立地の中でPRすべきいろいなよい点をアピールすべきではないか、又、昔からの一番川というネーミングは少しばかり時代的にそぐわないとすれば、別途考えてもいいのではないか。そういう工夫をぜひ町観光課が開発して欲しいと考える。

町長 本町の限らない発展を考えると、人材の育成は最



も重要な課題と考えている。

平成二年に基金条例を制定し、平成四年から平成七年までに国内及び海外に十二団体七個人を派遣し、研修後は地域などにおいて大きな成果を挙げている。この事業の選考については、当別町人材育成基金の活用推進委員会に関する要綱により七人の委員をもって審議をしている。

次に、道民の森のPR活動については、当別町においても広く広報に努めている。発議のあった道が作成したパンフレットは、当別町と月形町界が明示されていないことから、地区ごとの町名が不明確なため、今後作成に当り検討をしてもらうよう要望している。

### 西当別保育所の改善について

問 日興団地、JR団地から通学路について、昨年六月の議会以来、町にお願いし、教育長より通学路の作成について力添えをいただくということとを了解しているが、その後の進展について伺いたい。

また、従来からの季節保育所である西当別保育所は、実情にそぐわず常設保育所として衣替えが考えられているやに聞いている。その立地条件

は、どうなっているのか。

町長 最近の西当別地域の人口増加に伴い、地域住民から施設の拡充とともに老朽化による改築要望がでてきていることを勘案し、当別町第三次総合計画の中で計画しているように、常設保育所とし、更に建物についても改築に向けて努力をしていく。なお、建築場所については、西当別僻地保育所の周辺の用地を確保し

## 期待できない改善策・再発防止策



島田 裕司 議員

### 自然保護と

#### 街づくりについて

問 我が町の豊かな自然環境は、町民一人ひとりの財産でもあり、又札幌市を中心とした道央圏の人々にとっても、かけがえのない自然環境の一つでもある。第三次総合計画では、自然環境保全地域の指定を検討するとなっており、が、今まで検討した経緯があるのか、又今後検討するのか。

た中で建設するよう土地所有者と協議中である。

教育長 通学路については、常設保育所に向けて用地購入を予定している福祉保育課も十分協議したが、団地からの通路が購入予定地と接していないこと、団地からの道路に通じる地権者に取得についての理解が得られない現時点では、非常に難しいと伺っている。理解願いたい。

更に、新総合計画に向けて自然を生かした環境にやさしいまちづくりを目指すのであれば、環境条例、景観条例等も今後検討する必要があると考えているが、町長の見解を伺いたい。

町長 本町においては、北海道自然環境と保全条例に基づく記念保護樹木が二本制定されているが、地域としての指定箇所はない。しかし、自然

の保護の大切さ、本町の未来を考えると、新しい総合計画においても検討しなければならぬ事項と考えている。

又、環境条例、景観に関する条例についてであるが、国など上位の法律に関係することであり、十分な検討が必要と考えている。

### 町長の政治姿勢について

問 九月十七日の入札妨害事件に関する臨時議会で、町長は、判決に関して厳粛に受けとめると答弁しながらも、裁判長の判決理由には主観も入っているで拘束されるものでもないと答弁し、昨日、今日の各議員の同様の質問に対しても、いまだ構造的、組織的な事件ではなかったと断言している。更に、昨日の答弁で、町長の認識の中ではこの官民一体ということ、前近藤建設部長と元山本収入役、

いわゆる業者との関係を官民一体と捕らえているような答弁があった。官民一体で恒常的に不正が行われていたことをどのように理解しているのか、伺いたい。

町長 これまでの同様な質問に答弁しているように、今回の裁判長の指摘は、現職の部長と元収入役の建設会社出張所長がかかわり、予定価格に

近い価格を教示したことが犯罪として裁かれたものと思っており、そのことが裁判長をして量刑の理由の中で、官民一体というような指摘をされたと受けとめている。

問 町長は、体質的、組織的な問題はなかったとの認識である。町長の道義的責任と助役の監督不十分の責任を問うために、入札契約制度検討会をつくったのか。町長の言うように個人的なつながりで今回の事件が起こったとするのであれば、入札契約制度検討会で何を検討し、改善する必要があるのか。

又、前近藤建設部長の二カ月の停職処分と降格処分は、町民にとって本心に理解できない懲戒処分だったのか。町長の考えを再度確認する意味で伺いたい。

町長 入札契約制度検討会は、私の道義的責任と助役の監督不十分の責任をとるためではなく、また入札制度に問題があったから設置したのではない。現行の入札契約手続き及び、その運用についての問題点の検索とより一層の透明性、競争性を確保すべく、具体的な改善策を検討することを目的に設置したものである。



次に、職員の処分についてであるが、職員賞罰及び賠償審査委員会の具申や上部機関、顧問弁護士等と相談をし、妥当な処分をしたものと考えている。

問 六月議会の中で、私は退職後に在職中の犯罪が明らかになり有罪となった場合、退職金の扱いについて質問したところ、返還ということになつていないと総務部長が答弁している。昨日も泉亭議員も再度同じ内容の質問をしているが、それに対しては、全道的にそのような退職後に発覚したケースがないと言う意味だとの外れの答弁をしている。

退職手当組合条例十二条二項に、このよ  
うな場合は全  
額返納になる  
と明文化され  
ている。問  
違つた答弁を  
しているの  
で、この点改  
めて答弁の訂  
正を求める。  
総務部長 泉  
亭議員にも答  
弁したとお  
り、一般職で  
退職金を支給



当別町の自然

した後に事件が発覚をし、退職金の返還がされたという事例がないと答弁したものである。尚、この件については、退職手当条例十二条二項のとおりで、返還が必要ないと答弁したのではない。  
問 私が、一番聞きたい要旨は、当時山本収入役が辞職したとき、町長はなぜ健康上の理由で依願退職をさせたかという点である。山本は、平成四年六月二十二日に一般職の総務部長を退職し、翌日の六月二十三日に収入役に就任し、平成五年十一月二十九日に一身上の理由で辞職願を出して、同年十二月二十九日に願末書なるものを添付し、ゴルフ場開発に絡む公印不正利用の実態を白している。

その後入院し、翌年平成六年一月十一日付で収入役を依願退職している。私は、これから四点について具体的に質問する。  
一点目は、当時の監査委員名、そして願末書の存在と内容について知っていたのか。もし、知っていたのであれば、どのような措置をとったのか。  
二点目は、決算委員会で、町長部局は収入役辞任及び願末書についてどのように委員会に説明をしたのか。  
三点目は、町長が相談した顧問弁護士はだれか。そしてどんな内容で結論はどうだったのか、文書があれば提出願いたい。  
四点目は、平成六年三月議会の千葉議員の質問に、元山本収入役の退任した経緯、経過で公印のことが問題視され、刑事事件に発展しかねない問題であると、既に町長に指摘している。それに対し、町長は、今回の辞任について、誠に遺憾であり今後顧問弁護士とも相談し対応したいと言っているが、顧問弁護士と本当に相談したのか、伺いたい。

二点目については、代表監査委員から答弁する。  
二点目については、辞任届及び関連する願末書を提出し、委員会の中で公印の保管、使用の実態などが厳しくただされた経緯がある。尚、総括質疑の中で町長の見解がただされ、辞職願受理の経緯、二度とこのようなことが起こらないように努める決意を述べている。  
三点目については、町の顧問弁護士は上口利夫弁護士である。その内容については、町に損害賠償を与えるような事柄かどうか、最大の問題点と考えていたが、弁護士の見解としては、文書表現の内容からして確約したものは断定できないとの判断をいただいている。これらの経緯についても、平成五年十二月三十日の議運、平成六年一月十一日の議員協議会でも説明をした経緯がある。

四点目の平成六年三月議会の千葉議員の一般質問にかかわる件であるが、願末書にかかわる質問はあるが保留されており、町長は答弁していない。  
代表監査委員 当時の監査委員は、青山監査委員と私である。平成六年一月十八日の平成四年度の決算審査特別委員会の席上で、願末書及び辞職願の存在は、出席委員の方々と同様に私も知っていた。その後、監査委員の見解を求められ、私はきわめて重大かつ残念なことに認識している。そして、公印の管理状態を嚴重に進めてゆくという行政の考え方も含めて、二点について見解を述べた。一つは、行政には不正がなく公正、清潔でなければならぬこと。  
二つ目は、自治法第二条の十三項に記されているとおり、少ない財源をもって効率良い最大の効果を上げるという条項に基づいて、住民ニーズを採用して政策が有効に機能すると期待して監査しなければならぬと見解を述べた。  
その後、平成六年三月の定例会の時に、総括質問で堀議員から願末書の朗読、それから辞職願というものが示されまして、私も完全にわかったということになった。その後の措置については、後で答弁したいと思う。  
問 今、代表監査委員が言った後で答弁するというのは、どう言うことか。  
町長は上口顧問弁護士に願末書を見せて相談されたのか。  
次に、この山本氏が有印公文書偽造犯の動機として、七月十二日の公判で平成五年七月に行われた町長選挙に向けて情報収集をして自己の出世を図ろうとしたと供述している。当別町長選に出る予定であった現伊達町長は、いつの時点で願末書に書いてあるような内容を知ったのか、伺いたい。



次に、一般職から特別職に引き続き職員になった場合の特別措置を利用して町費負担分として、六百二十二万三千円を上積みして山本氏に支払われている。この刑事事件で有罪になったことから、退職金は全額退職組合に返納されることだと思いが、町が特別に支払った分は、早急に退職金組合に返還を求めべきだと思いが、町長の見解を伺いたい。

**町長** 弁護士には顛末書は見せていない。有印公文書偽造が問題点と判断をしていたので、文書の表現の見解を相談した。尚、七月十二日の検事の冒頭陳述の中で、動機の一部をとらえて私が非行の事実を知っているような発言であるが、一切かわりがなく承知はしていない。

**代表監査委員** 島田議員の一般質問通告用紙にあった住民監査請求に対する質問に対し、監査委員の立場で見解を述べたいという意味が含まれていたの、その辺、理解願いたい。

**総務部長** 特別職になるのに上積みをしたということにはなっていない。尚、特別負担金の返還請求については、退職手当組合の見解としては

特別負担金は組合の給付費財源の確保と職員の年齢構成など、それぞれの市町村間の負担の維持方式であり、退職手当の支給権の内容に直接関係するものではないので、返納があっても当別町に還付すべき事務が発生するものではないという見解をもらっている。

**問** 平成六年の山本収入役の疑惑だらけの依頼退職を認め

## 利用者の声を充分とり入れた文化センターを!



議員 正 柏樹

**町長の政治姿勢について**

**問** 競売入札妨害事件が伊達町政の公約に照らしても許さ

たことが結果的には、職員を巻き込んだ事件を引き起こした。言いかえれば、町長は山本収入役の退職の際に出された顛末書を知った時点で、犯罪として法的訴追が可能だったにもかかわらず告発せずに秘密裏に問題を処理し、隠蔽工作をしたのではないのか。

**又、顛末書を見せないのか、**  
どういうふうに関問弁護士に

れない、非常に残念でならぬ、道義的にも、又町民感情に照らして、更に町長自身のみ

ずからに科した処分の重さについて私たちが組織で議論を行い、あの条例案に賛成した。同時に主張したことは、より公正な行政の推進に今こそ努めることが町民の信頼回復の道であること、議会のチェックもより強めていく姿勢がみずからに求められている。昨日の一般質問でも出されていた有印公文書偽造に係る質問、さかのぼればゴルフ場開発問題にも新たに説明が必要なことが出れば、当然決算委員会等で取り上げていくことを申し述べておきたい。

**町長** 町政に対する信頼回復が最大の責務と考えており、清潔、公平公正で町民こそが

相談されたのか。  
**町長** 秘密裏に処理したのではない。議会運営委員会、議員協議会を開催していただき説明をしている。弁護士については、先ほど答弁したとおり山本元収入役の申し出の事実に基づいて、有印公文書偽造が問題点と判断していたので、文書の表現の見解を相談した。

主役という立場を堅持し、今後とも町政を進める所存である。

**問** 地方行革大綱が各自治体で作成、実施に移されるなど全国で進行している。行革の名による国民犠牲の政治は許されない。保健所の統合問題は、私も文教委員長として町長に同行し、道へ赴いて当別保健所の存続を強く申し入れた。道側は、白紙だとは言っているが厳しいものが予想される。全道的に保健所の統廃合の問題が出て、しかも保健所をなくしてセンター化をしていく。そこには専門的な医療関係者の配置も十分行われたい。サービスの低下が予想される。財政的な裏づけのない町村への負担強要は、とんでもないことである。私は議長のはからいで、ぜひ議会と

しての要請行動を更に強く町長部局とともに続けていくことを申し入れをしておきたい。  
**町長** 経過と現状については、先に村上議員の一般質問に答弁したとおりだが、更により効果的で強力な要請運動を今後も行つてまいりますので、町議会の皆様の理解を得たいと考えている。

**問** 地方分権は、今年中にも推進委員会の最終答申が予定されている。地方財源問題は先送りされたり、市町村の合併を強力に打ち出すなど、本来の自治の拡充に矛盾する動きになっている。したがって、機関委任事務の廃止を確実に行うこと、業務の拡大に伴う財源と人員の保障、中央の不当な官僚統制を排除する制度保障など、真に地方自治の拡充に役立つ地方分権になるように町も運動すべきと考えるが、町長の姿勢について伺いたい。

**町長** 平成七年七月から地方分権推進法が施行され、国から地方自治体への機関委任事務の権限の移管が論議されているが、地方自治体のみならずの責任で決定処理すべき施策、事務の範囲が拡大するとすれば、財政制度もそれに



伴って改革しなければならぬと考へており、機会をとらえて要望、要請をしていく所存である。

**問** 国の来年度予算シリーズでは、軍事費を二・八八%と膨張させ、大手ゼネコン向けを中心とする公共事業は前年度と同額にする。一方、国民には消費税の増税と福祉や教育などの経常経費をマイナス一二・五%と大幅に削減している。平成七年度決算委員会を経て、平成九年度当別町予算の編成に入っていくわけだが、町長の基本姿勢について伺いたい。

次に、当別町の農業は基幹産業であり、選挙でも農業問題というのは、争点になると思う。輸入の自由化によって自給率がカロリーベースで四六%、世界でも最低レベルだと言われている。日本の農業の再建に向けて全力を挙げて自給率も当面六〇%台へ早急にすべきであるというのが、我が党の選挙で国民の皆さんに訴えている姿勢であるが、町長は農業を重視する当別町の代表としてどういう立場で予算編成に向かうのか伺いたい。

向上の立場で議会の力も借りながら関係機関と連携し、国に働きかけていきたいと考へている。

次に、農業振興については平成七年に完成をした農業経営基盤の強化の確率に関する基本的な構想により推進しようとしており、そのためには、農業者、農業団体の自主的な活動を支援することが重要と考へている。

**老人福祉について**  
**問** 国民生活基礎調査によれば、介護者の多くは入浴などの世話が大変だ、家を留守にできないとか、ストレスや精神的負担を訴えている。本来、喜ばれるべき長寿が、高齢者の人間としての尊厳を奪って、家族の憎しみの対象、虐待の対象とすらなっている。国がもっと真剣に早く介護についての保障制度を確立することを望んでいると同時に、町としても、緊急に対応すべき事柄も少なくないと思う。

ハードやソフト部門での対応についても早急に見直しと現実的な対応が今、求められているのではないか。先日、文教委員会と建設委員会で視察に行ったところでは、社会福祉協議会が、この対応をし、十二時間対応をしているホームヘルプサービスのところを見てきた。当別町でも手立てを尽くして、これに対応していく必要があると思うが、町長の認識と対応策を具体的に答弁願いたい。



老人憩の家

尚、今後の問題としての社会福祉協議会のあるべき姿についても、抜本的に対策、実行すべき課題と考へるので、併せて伺いたい。

**町長** 高齢化社会における介護は、社会的な問題となっており、国においても公約介護保険制度の導入を検討している。発議のとおり、家庭での介護負担は、大変なものがあ

**問** 老人憩いの家の巡回バスについて、週一度、あるいは季節によっては週二回運行して喜ばれているが、回数を増やす、コースを広げるとか、よりお年寄りがこういう機会を得ることができるよう福祉バスの運行を充実させることを是非、一定の柔軟な対応を含めて強化して欲しい。

ない。特にホームヘルパー、保健婦、栄養士などのマンパワーの確保と高齢者福祉センターやデイサービスセンターなどの施設整備を実施しなければならぬと考へている。

今後、ヘルパーの勤務時間の変更などによる派遣時間の延長ができるよう取り組みをしていく。

又、社会福祉協議会との連携も大事なことであり、今後相談、協議を十分していきたい。

**問** 子供たちを取り巻く現状は、日常的に多くの大事な問題があると伺っている。学校が終わってからの放課後の問題点、子供たちは昔は外で友達と、あるいは年齢の開きがあっても分け隔てなく外で遊んでいた環境があったが、今は遊ばない、遊べないという事態が今、親からもそういう話を聞いている。留守家庭児童会があってもそこは満員だと。そこに入れない子供達がどういふ生活をしているのかということを考へたときに、私は、少なくとも制度を拡充してきたプレイハウスの四年生の対応の問題については、早目に解決すべきであると思う。各地で見られるように児童館をつくって、プレイハウスの制度とそうでない子供達も含めた、その設置の検討が今求められているのではないか。

次に、文化センターの早期建設についてであるが、西地区のコミセンのつくる際に意見を持っていた団体が、既に図面ができていたため十分に反映できなかったという反省があるという。用地の問題、あるいは周囲の環境と将来性のある敷地の展望についても、以前、提起をしたことがあるが、町民挙げてのこの文化センターの建設については、早急に相意見をくみ取る場を作らなければならない。次に、〇一五七対策につ



いては、堺市の場合、給食の体制の問題で職員が不十分であったと、指摘されるものがあつたと報道されている。

予測されるのに手を打っていないかつたとすると、行政の責任にもなってくる。予算がないということと突っぱねる、これは大変なことであり、十分対応してもらいたい。

**町長** 本町には児童館は設置されていないが、それに変わる青少年センター及び青少年会館が設置されている。しかし発議のように、学童保育をしていることから日中は一般の児童の利用ができない状態にある。これらの施設は子供達の活動施設として益々必要になってくると思われるので、総合計画の見直しの中で他の施設との調整を図りながら対応していきたい。

次に、病原性大腸菌O157の安全対策ですが、本町では給食センター保育所、老人ホームなど集団で給食を行っている施設にあっては、日常の衛生管理の徹底と生もの自粛や熱を加える調理など、予防管理を行っている。

又、町民に対しても引き続き衛生知識の普及を行っていく。公共施設はもとより、民間の関係施設や食品取り扱い

業者等の管理者と密接な連携をとり、衛生と安全を守り予防を徹底する指導をしていく。

**教育長** 子供を取り巻く社会の状況は、指摘のとおりいろいろの問題を抱えていることは事実であり、家庭と地域社会、学校との連携を密にして、それぞれの問題解決に積極的に努力していく。留守家庭児童会、プレイハウスについては、現在当別は定員八十名、西当別は定員三十名で開設し運営しているが、四年生の受け入れについては、平成九年度に向けて検討し、可能な範囲で対応したいと考えている。

次に、当別町文化センター

### 第三次総合計画の進捗状況は



千葉 庄康 議員

**問** 私は、一般質問で資料要求するのは今回初めてである。

先般、建設部長に資料要求したが、出せないと回答され

建設については、平成十三年までの第三次総合計画の中に位置付けられていることを踏まえ、先例地市町村の視察及び関係資料等の収集とあわせ指導助言を頂き、内容等十分協議、検討を行い、建設準備検討委員会の今年度内設置を町長の判断もいただき準備を進めている。

尚、建設準備検討委員会は、幅広く町民の方々の意見を取り込めるよう各関係機関等の協力を得る中で、建設用地を初め建物の規模、内容等について協議をいただき、芸術、文化活動の拠点となるような施設建設に向け努力していきたいと考えている。

### 第三次総合計画の進捗状況は

千葉 庄康 議員

た。町長は、部下に対して議員の調査権、資料要求を拒否しているのか、どうか。

**町長** 議員が資料要求する場合は、議長を通じて要求しな

ければならないことが議運で決定した旨議運の委員長から申し出があり、その後の取り扱いについては、これに基づき部局に徹底し取り進めているので理解願いたい。

**町長** 町発注工事に対する建設業者のランク付けの一覧表であるが、企業の経営内容等により位置づけされており、プライバシーにかかわることであるので、提出できない。

### 第三次総合計画について

**問** 第三次総合計画を基本として、町民の負託に答えていくというような形の中でやったものについてはやはり高く評価をしたい。やったもの又、やらないものは何年にするか。それから、財源的にどのくらいかかるのか。これは資料要求とする。

(資料提出)

**町長** 第三次計画十一年のうち、第一期分については平成七年度で終了しているが、全体計画事業費五百六十六億一千六百万円に対して、四三・二%の執行率である。

**問** 競売入札妨害事件について、この議会を初めとして、今年度は当別町において、入札妨害事件の不祥事が取りざたされている。議員の皆さんが質問し、私はできるならば

# 議会を傍聴しましょう

定例会 年4回 3・6・9・12月  
臨時会 随 時



このことを教訓としてさらに大きく飛躍して欲しいものだと願ってやまないものである。

当時、山本氏が文書偽造というような形であった。山本氏が総務部長のとき退職して、収入役になるといふ。これは本当に知らなかったのか、知っていたのか。又、退職金関係について、勸奨制度だとか。

それから、号俸を上げるといふのは、職員組合との話し合いがいつなされていつから執行したのか。何年から六十歳定年になり、号俸を加算するようにになったのか。その辺さへはつきりすれば、昨日の質問の問題はある程度理解できると思う。その辺の精査をして答弁願いたい。

**町長** 当時の山本部長が退職し、収入役に就任することは、时期的問題は定かではないが、当時の配野町長の指示で議員各位の理解を求め行動を記憶している。

次に、退職金に係る制度については、定年制が導入される以前は、当別町職員の退職手当支給に関する特別措置要綱に基づき、勸奨により退職する職員には、勤続年数に応じて二・三号俸の特別昇給を行っていたが、定年制導入に

伴い、昭和五十九年十月一日に本要綱を廃止している。現在は、当別町職員の初任給昇格昇給等に関する規則第二十五条第一項第三号に基づき、二十年以上勤続して退職する場合は、一号俸昇給させている。

**問** 指名委員会では何を基準に選定していくのか。又、指名委員会のメンバーと委員長はだれであるのか。次に、懲罰委員会のメンバーと委員長は。仮にもしこの入札妨害等が発生して、関係した人がもしい入っているとすれば、これは重大な問題である。そういうことはないと、私は信じている。

次に、退職金について昨日



当別町第3次総合計画

議員の質問で町費負担が六百二十二万三千円だと。それは町長一人で決めるのか。定年退職の率の結果六百二十二万三千円町費負担が出たのか。その辺の説明がないと審議をやめることが出来ない。

**町長** 指名基準について、配付したのでご覧願いたい。

指名競争入札等参加者は、指名基準に基づいて業者の選考をしている。又、当別町建設工事契約参加者審査委員会のメンバーは、助役、総務部長、企画部長、民生部長、経済部長、建設部長、水道部長、管理用地課長の八名となっており、委員長は助役である。

次に、職員賞罰及び賠償審査委員会の委員は、助役、収入役、教育長と町長が指名した、総務部長、企画部長、民生部長、経済部長、建設部長、水道部長の九名で委員長は、助役である。

次に、定年退職金負担金であるが、当時の山本総務部長は定年退職の率で六百二十二万三千円上積みされている。

尚、退職時の一号俸上積み制度については、国の制度に準じて制定したものである。

**問** 今回の場合、助役も容疑者で、参考人と呼ばれたはずである。参考人で事情聴取を

受けている。それは、すなわち容疑者である。ただ何もなかった場合もあるし、それから起訴される場合もある。職員の賞罰委員会は、果たして助役が委員長で適正な状態ができるのか。

**町長** 助役は、あくまでも参考人として事情聴取されたものである。職員の賞罰及び賠償審査委員会の委員長として適任と認められているところである。又、処分については委員会から答申を受けたとおり、議会の理解を得ており、処分は適正なものと考えている。

**助役** 私は、あくまでも職務権限での参考人として事情聴取されたものであり、容疑者として事情聴取を受けたという認識は持っていない。

**問** 入札妨害事件の中で、町民が初の監査請求があったこと。

これは、地方自治法に基づいて出したものか、どうか。それから監査の内容はどうか。それからの監査の内容はどうか。私には、遺憾ながら新聞紙上の事しか知らない。

**代表監査委員** 財務会計上の行為が、不正であるか否かの判断を行う前に、受理以前の却下であって、請求人にはその理由を通知している。した

がって、法でいう監査結果の公表並びに報告とは違って、議会に対しても、又行政に対しても報告する何物もないことを理解願いたい。ただ参考までに、今回提出された住民監査請求について、経過を簡単に説明する。最初、七月十五日に三人の方から監査請求があったが、形式的な法定要件が不備であり、代表の方に申し上げ取り下げられた。その後、七月三十日に五人の方から提出された。監査委員の結果、何点か不明瞭な箇所があり、十日間程の期間を区切つてその監査請求書の補正をお願いし、補正後の請求書を八月二十日付で正式な受付をした。法律に従って受理するのか否か、審査をし、結果として当該行為の行った日の一年以内に該当しないという結論になり、さらに一年を経過したときの正当な理由があるときは、この限りでないという法第二百四十二条第二項のただし書きにも該当しないことを認めて、九月四日付で却下通知をした。

#### 中小屋小学校の 火災事故について

中小屋小学校が火事に

なったが、教育委員会としての姿勢は、どういう具合にけ



### 議員提案 第5回定例会

- 道路特定財源堅持・道路等整備促進に関する意見書
- ※可 決 (満場一致) (意見書提出)

### 請願・陳情 第5回定例会

#### 〔審査付託〕

(文教厚生常任委員会)

- 幼稚園バス運行に関する陳情書

陳情者

栄町町内会

会長 湯浅 初美  
他278名

#### 〔審査報告〕

(産業常任委員会)

- 「季節労働者冬期援護制度の延長・改善等を求める要望意見書」の提出に関する請願書 (意見書提出)

請願団体

- ・地元で働く仕事と90日支給復活を要求する北海道連絡会
- ・北海道労働組合総連合
- ・全日自労建設農林一般労働組合北海道本部
- ・地元で働く仕事と90日支給復活を要求する当別の会

代表委員 山田恵美子

紹介議員

堀 梅治  
柏樹 正

- 季節労働者の雇用と生活安定を求める請願書 (意見書提出)

請願団体

- ・連合北海道当別地連合会

会長 小林 和歳

紹介議員

村上 弘志  
小寺 和昭

- 政府買い入れ米価の大幅引き上げと日本の米を守るための請願書 (意見書提出)

請願団体

- ・当別農業共同組合  
代表理事組合長

伊東 定吉

- ・西当別農業協同組合  
代表理事組合長

川村 弘司

- ・当別町農民同盟

委員長 野村 重蔵

紹介議員

堀 梅治  
田畑富美男  
湯浅 俊一

はじめを付けていくのか。監督責任というのは教育委員会のどなたなのか。

**教育長** 中小屋小学校の火災事故により、貴重な教育財産を失ったことは誠に残念であり、町民の皆様並びに議員各位に心よりお詫びする。

教育財産の管理責任については、教育委員会及び教育長にある。今後の対応については、道教育委員会に指導をもらいながら、地域のPTA、学校と十分相談をしながら子供達の授業の体制づくりを確立し、学校運営を正常化させることが第一と考え努力している。

問 中小屋小学校が焼けた後は建てる用意があるのか、なのか。教育委員会としての責任の取り方、児童の為に、精神的に、肉体的に地域のの方に迷惑をかけないように、その段取りは果たして、しているのか。自分みずからの教育長として責任の取り方というのは、どういう具合にするのか。

**教育長** 私の責任については、教育財産の管理責任がある。

したがって、千葉議員より指摘あったように先例に学びながら、今後適切な対応をしていきたい。又、中小屋小学校の整備については、道教育委員会の指導をもらいながら、地域のPTA、学校と十分相談をしながら、子供達の授業の体制づくりを確立し、学校運営を正常化させることが第一と考え努力している。

問 今日、国会は解散になりました。小選区というのは、我々はやったことがない。選挙法も変わる。当別から選挙違反を出さない為に、選挙管理委員会を通して、また機会あることにそういう問題を熟読してもらいたい。今までの中選挙区制であれば、人の移動があったとか、そういう話も聞いたことがある。しかし、あなたにおいてはそういう事がないことは、私

はないと信じている。それだけに、もしそういうようなことがあったとするならば、当然何らかの形で戒め、今後そういうようなことのないように願いたい。

仮称西当別ビー幼稚園の申請者、理事長予定者とも、この本会議場にいる宮本勝議員だと、六月議会で島田議員の質問に教育長が答えている。私は、同僚議員として議員の寄附、出資等、公職選挙法に抵触する恐れがあるのじゃないか。公職選挙法に照らし合わせて、答弁願いたい。

**町長** 選挙法の問題については、教訓として学ばせていただく。

**選挙管理委員会局長** 連座制の改正の概要であるが、候補者と一定の関係にある者が、買収罪等の罪を犯した刑に処せられた場合に、買収等の行為にかかわっていなくても、候補者本人について、その選挙の当選を無効とするとも、に、立候補制限という制裁を科す制度である。尚、連座の対象者は、親族、秘書、それから組織的選挙運動管理者等となっている。

次に、私立幼稚園の建設計画と公選法上の判断については、現時点では幼稚園の詳細計画の内容を承知していないので軽々に判断できないので、理解願いたい。



議 会 の し ゅ ん

- 9・9～12 総務・産業両常任委員会  
道外所管事務調査（長野県・山梨県）
- 9・9 建設・文教厚生両常任委員会  
道外所管事務調査（長野県・群馬県）
- 9・13 議会運営委員会  
文教厚生常任委員会
- 9・15 議会運営委員会  
建設常任委員会
- 9・17 第4回臨時会  
議会運営委員会
- 9・18 総務常任委員会  
産業常任委員会  
建設常任委員会  
当別大通整備促進審査特別委員会
- 9・20 文教厚生常任委員会  
特別委員会
- 9・24～27 第5回定例会  
文教厚生常任委員会
- 9・27 文教厚生常任委員会
- 10・7 産業常任委員会  
議会広報特別委員会
- 10・17 兵庫県福崎町議会来庁
- 10・22 産業常任委員会
- 10・25 文教厚生常任委員会
- 10・28～31 議員会研修視察
- 11・5～7 当別大通整備促進審査特別委員会  
道外所管事務調査
- 11・8 白糠町議会来庁
- 11・13 文教厚生常任委員会  
議会広報特別委員会
- 11・14～21 平成7年度各会計  
決算審査特別委員会
- 11・21 議会広報特別委員会
- 11・25 議会広報特別委員会
- 11・26 学園都市線電化・複線化促進特別委員会（在札幌情）
- 11・27～28 学園都市線電化・複線化促進特別委員会（東京札幌情）
- 11・29 門別町議会来庁

あとがき

本号は、九月臨時会の議長選挙・町長、助役の減給条例と、定例会の一般質問を中心に編集しております。

今回の減給条例は、四月十九日、競売入札妨害で職員が逮捕された事件の刑が確定したのを受け、町長、助役が道義的責任と、監督責任で二カ月間、三〇%の減給処分をし、今回の一連の關係に一応の結末をみました。

今後も議会として、一日も早い信頼回復に努めておりますので、ご意見等をお寄せください。

皆様方と共に、まちづくりを考え、行動したいと思います。